

目 次

序	2
新宿区基本構想	6
第1章 基本構想の見直しの背景	6
第2章 基本理念	7
第3章 めざすまちの姿	8
第4章 まちづくりの基本目標	9
第5章 区政運営の基本姿勢	12
新宿区総合計画	14
第6章 計画の枠組み	14
まちづくり編	
第7章 めざす都市の骨格	16
第8章 まちづくりの基本目標ごとの計画の内容	20
※六つのまちづくりの基本目標の下に計20の個別目標があります	
基本目標I 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	20
基本目標II だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	21
基本目標III 安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	23
基本目標IV 持続可能な都市と環境を創造するまち	25
基本目標V まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	26
基本目標VI 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	27
第9章 まちづくり方針	28
9-1 土地利用の方針	28
9-2 都市交通整備の方針	31
9-3 防災まちづくりの方針	34
9-4 みどり・公園整備の方針	36
9-5 景観まちづくりの方針	38
9-6 住宅・住環境整備の方針	40
9-7 人にやさしいまちづくりの方針	42
第10章 地域別まちづくり方針	45
10-1 四谷地域まちづくり方針	46
10-2 篠町地域まちづくり方針	48
10-3 植木地域まちづくり方針	50
10-4 若松地域まちづくり方針	52
10-5 大久保地域まちづくり方針	54
10-6 戸塚地域まちづくり方針	56
10-7 落合第一地域まちづくり方針	58
10-8 落合第二地域まちづくり方針	60
10-9 柏木地域まちづくり方針	62
10-10 新宿駅周辺地域まちづくり方針	64
区政運営編	
第11章 区政運営の基本方針と計画の内容	66
※二つの区政運営の基本目標の下に計5の個別目標があります	
基本目標I 好感度一番の区役所の実現	67
基本目標II 公共サービスのあり方の見直し	68

序

1 基本構想

新しい時代の新宿区のまちづくりを進めるにあたり、基本理念、新宿区がめざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び区政運営の基本姿勢を明らかにするもので、地方自治法第2条に基づき定める、まちづくりの基本指針です。

【計画期間】

想定時期は、平成37（2025）年とします。

2 総合計画

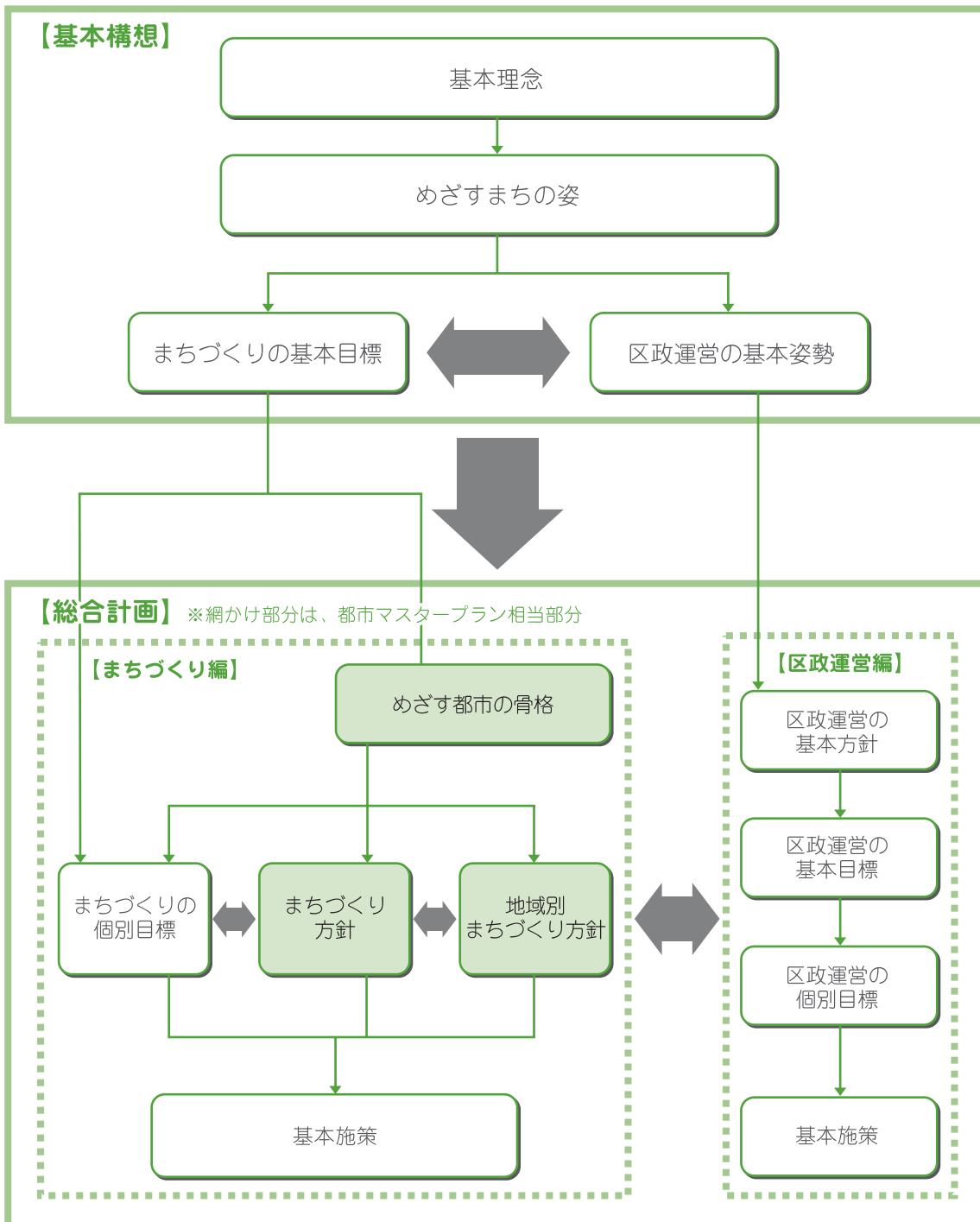
基本構想を受けた区の最上位計画であり、基本構想の「めざすまちの姿」の実現に向けたまちづくりの方向性を明らかにした「まちづくり編」と、基本構想の「区政運営の基本姿勢」を受け、「まちづくり編」を推進し、下支えする区政運営の方向性を示す「区政運営編」から成り、区の各分野の個別計画を総合的に調整する指針です。

なお、総合計画は、都市計画法第18条の2に基づく「都市マスタープラン」の性格をあわせもつものです。

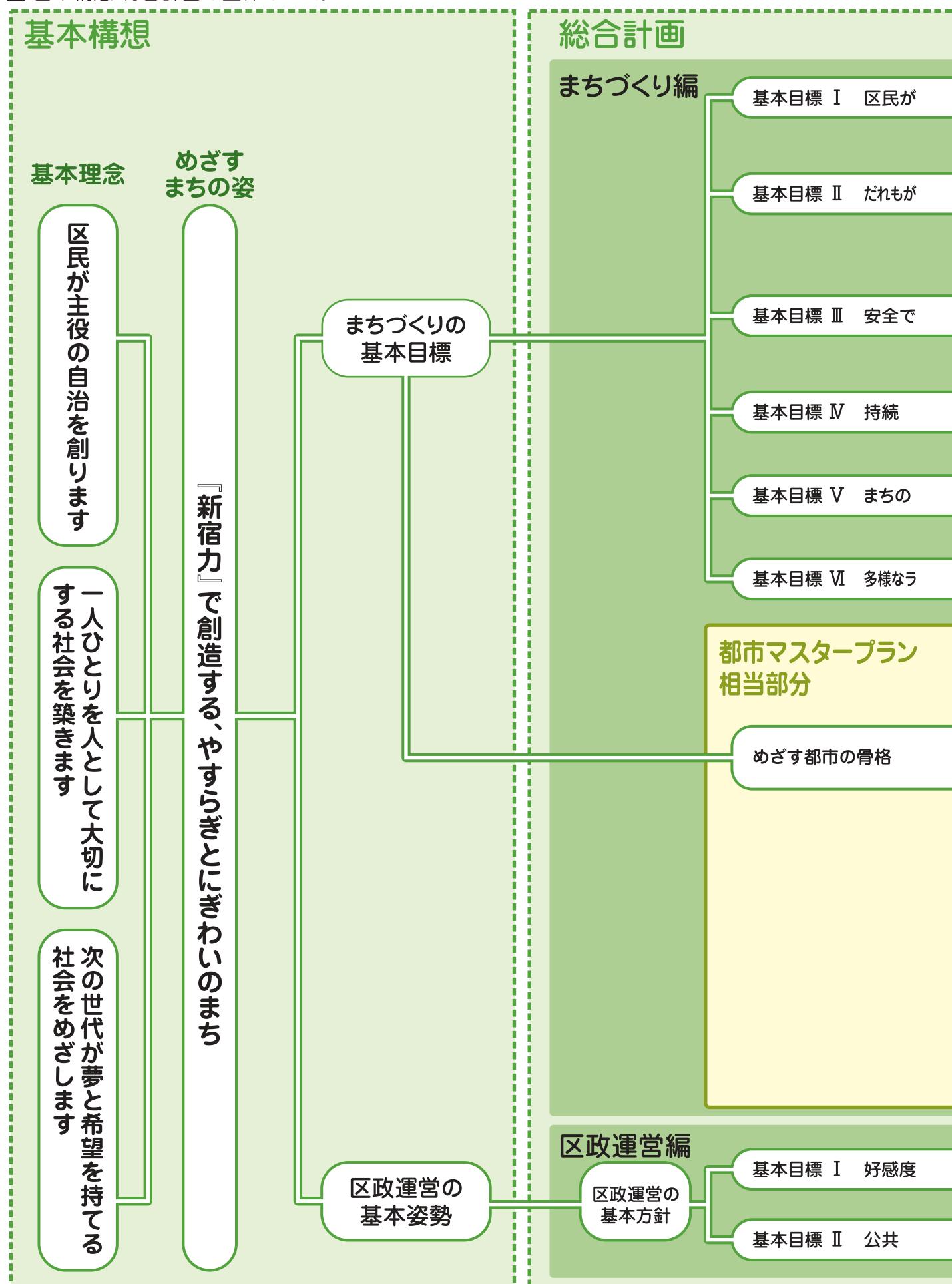
【計画期間】

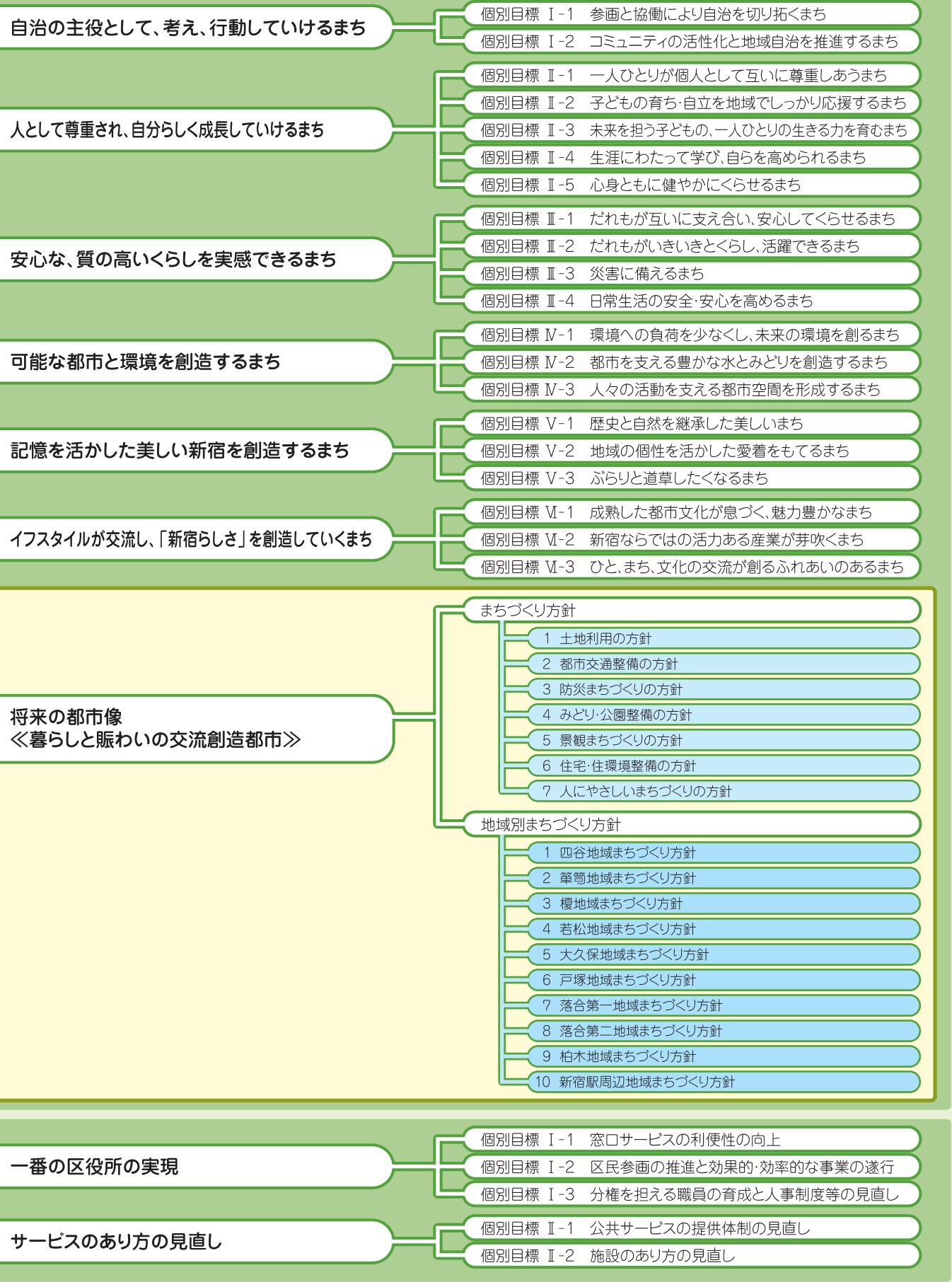
平成20（2008）年度から平成29（2017）年度とします。

3 計画の構成



■ 基本構想・総合計画の全体のつくり





第1章

基本構想の見直しの背景

- 新宿区では、平成9（1997）年に「新宿区基本構想」を策定し、21世紀初頭を展望した区の将来像を「ともに生き、集うまち」「ともに考え、創るまち」と定めました。同時に、この基本構想を実現するため、具体的な施策の方向性を示した「新宿区基本計画」を平成19（2007）年度までの10年間を計画期間として策定し、これを行政運営の基本として、その着実な推進を図ってきました。
- しかし、我が国は今、急速に少子高齢化が進み、人口減少が始まるという、これまでに経験したことのない事態に直面しています。新宿区においては、平成27（2015）年頃までは人口の微増が続くものと思われますが、その後は人口減少局面を迎えるものと推測されます。人口減少社会の到来は、わたしたちの暮らしの様々な場面にその影響を及ぼし始めており、的確な対応が求められています。

また昨今は、これまで確実で強固なものとして信じられてきた安全・安心についても、信頼が大きく揺らいでいます。

さらに、大量生産・大量消費をもたらした現代社会は、大量の廃棄物を発生させるとともに深刻な環境破壊をまねいています。
- 一方、地方分権改革が進む中、自治意識の高まりを受け、区民のまちづくりへの参加や行政サービスへの関心が高まっており、地方自治体のあり方が一層問われる時代を迎えています。

こうした社会経済情勢の変化に伴い、行政には政策の選択や事業の効果について評価し、説明責任を果たすことが、これまで以上に求められています。

同時に、これまで専ら行政が担ってきた公共の分野についても、行政だけではなく、区民が、相互の信頼に基づき、それぞれ責任を持って、担い合う社会の実現が求められています。
- そのため、これからはまちづくりを進める基本姿勢として、新宿区がめざすまちの姿を明らかにし、それをまちづくりのすべての主体が共有することが重要となります。

地域分権、地域主権の時代にあっては、それぞれの自治体や地域が、その個性や特色を活かしたまちづくりを進めることができます。

また、区民の身近な暮らしを支える観点から、社会的なセーフティネットの維持は、行政が本来果たさなければならない大きな役割の一つです。

さらに、これからは次代を担う子どもたちにしっかりと引き継いでいくことができる、持続可能なまちづくりが求められています。
- これらの点を踏まえ、今後も区民が安心して心豊かに住み続けられる新宿区を実現していくため、基本構想を見直し、平成20（2008）年度からの新宿区の進むべき方向性を明らかにする、新たな基本構想を策定するものです。

第2章 基本理念

わたしたちは、この基本構想の根底を貫く考え方として、次の三つの理念を掲げます。

区民が主役の自治を創ります

区政の主役は区民であり、区政のあらゆる局面において、区民の意志を尊重し、区民の意欲や創意工夫を活かしたまちづくりを進めます。また、区民の参画と協働により、それぞれの地域の個性ある生活や文化を重視して、豊かな地域社会を創ります。

一人ひとりを人として大切にする社会を築きます

新宿区は、多くの人々が暮らし、働き、学ぶ場であり、また憩い、くつろぎ、楽しむ都市です。この多様性と懐の深さを積極的にとらえ、区民一人ひとりが、互いの多様な個性を理解し合い、認め合うとともに、地域の一員として共に生きていく福祉社会を築きます。

次の世代が夢と希望を持てる社会をめざします

新宿の土地、自然、歴史、文化などのまちの記憶を共有するとともに、今を生きる人だけでなく、次の世代も、夢と希望を持って、心豊かに平和に生きることができる安定した社会をめざします。そして、次の世代にも引き継いでいくことができる、将来にわたって持続可能な社会を創っていきます。

考え方

■ 前基本構想の基本理念は、「人間性の尊重」「自立と交流連帯」「地域性の重視」の三つを掲げています。これらはいずれも引き続き区政運営において重視すべき理念ですが、社会経済動向の変化や新宿区基本構想審議会からの答申などを踏まえ、この基本構想では「自治意識の高まり」「共生の重視」「未来への責任」という視点から、今回、基本理念を新たに設定しました。

■ この基本構想における「区民」という用語については、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々を含む広い概念としてとらえています。

このように、区民の範囲を広げてとらえているのは、少子高齢社会の到来や地球環境問題が深刻化する状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく、新宿という地域社会において幅広い人々が協力し合うことが、暮らしやすい地域社会をつくるためには必要であると考えるからです。

第3章 めざすまちの姿

この基本構想では、三つの基本理念を踏まえ、おおむね20年後の平成37（2025）年を想定した新宿区の「めざすまちの姿」を次のとおり定めます。

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

- 『新宿力』とは、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい」という《自治の力》を象徴的に表したものです。
- それは、次の二つから成り立つものです。
- 一つは自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景に、これまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力です。
- もう一つは多様性、先端性を受容する、都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人の持つ無限に広がる未知のエネルギーです。
- この二つを包括的に表現したのが『新宿力』です。
- わたしたちは、『新宿力』を原動力として、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、「にぎわい」がみなぎる新宿を創造していきます。また、同時にわたしたちは、都市としての「やすらぎ」も大切と考えます。
- 「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち・新宿の未来を、次世代を担う子どもたちの将来を見据え、わたしたちは、創造していきます。
- この『新宿力』とは何かを自問するところから、わたしたちのこれからのまちづくりが始まります。

第4章 まちづくりの基本目標

「めざすまちの姿」の実現に向け、次の六つを「まちづくりの基本目標」として掲げます。

■まちづくりの基本目標Ⅰ

【区民が自治の主役として、考え、行動していくまち】

■まちづくりの基本目標Ⅱ

【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していくまち】

■まちづくりの基本目標Ⅲ

【安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち】

■まちづくりの基本目標Ⅳ

【持続可能な都市と環境を創造するまち】

■まちづくりの基本目標Ⅴ

【まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち】

■まちづくりの基本目標Ⅵ

【多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち】

考え方

■ まちづくりの基本目標は、生活者の視点を踏まえた大きくくりとしての「生活課題」に即したものとして設定しています。このため、必要に応じて、縦割りの行政分野別にとらわれない横断的なものとなっています。

- 基本目標Ⅰは、「自治」の観点からとらえています。
(他の五つの目標を下支えする役割を担います。)
- 基本目標Ⅱは、「人の育ち、成長」の観点からとらえています。
- 基本目標Ⅲは、「日々の暮らし」の観点からとらえています。
- 基本目標Ⅳは、「都市の骨格、機能」の観点からとらえています。
- 基本目標Ⅴは、「都市の魅力、楽しさ」の観点からとらえています。
- 基本目標Ⅵは、「文化、産業」の観点からとらえています。

基本目標Ⅰ 区民が自治の主役として、考え、行動していくるまち

区政の主役は、言うまでもなく区民です。区民が幸せに暮らすことができる、新宿らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を、区民自身の手で育み、創り出すことのできるまち、それが区民が主役のまち・新宿のめざす姿です。

多様化・複雑化する地域の課題に対し、区民が主体的に考え、区民自身の選択と行動によって解決することをめざします。こうした区民の意欲と創意工夫を活かした、参画と協働を基本とするまちづくりを進めていくため、区民主体のまちづくりの理念としくみを確立するとともに、区民の力を十分発揮できる環境整備を行います。

また、区民の参画と協働を適切に受け止めることのできる区政運営の体制づくりを進め、区民が自治の主役となるまちを創っていきます。

基本目標Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していくるまち

すべての区民が心豊かに暮らすためには、一人ひとりが個人として尊重されることが基本です。お互いを認め合い、共に生きることができる社会の実現をめざします。

また、すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、自分らしい生き方ができるように成長していくる環境づくりを進めます。

未来を担う子どもたち一人ひとりの生きる力を育むとともに、子どもたちが多様な考え方や生き方など、それぞれの個性を互いに認め合い、ふれあいや交流の中から、互いの成長を見守り、応援し合う豊かな人の育ちをめざします。

区民一人ひとりが、社会の中で役割を担いながら心身ともに健やかに、生涯を通じて自分らしく成長していくるまちを創っていきます。

基本目標Ⅲ 安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち

区民が日々の生活を心安らかに過ごすためには、生命や財産などの安全が確保されることが基本です。大地震などの自然災害に対する備えを十分に行うとともに、地域の人々が自らの手で地域の安全を守り、互いに支え合う取組を進めます。また、支えが必要なとき、誰もがいつでも適切なサービスを受けられ、住み慣れた地域の中で、その人らしい日々の生活を健やかに送れるまちをめざします。さらに、誰もが生涯にわたって社会に参加できるよう、参加を妨げる要素のない社会環境づくりと、区民が互いに社会参加を支援し合う関係づくりをめざします。

すべての区民が、安全、安心で質の高い生活環境を実感しながら、いきいきと住み暮らすことができるまちを創っていきます。

基本目標IV 持続可能な都市と環境を創造するまち

今後の新宿区のまちづくりがめざす方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

資源循環を推進するとともに、地球温暖化対策を進め、環境への負荷をできるだけ抑え、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造をめざします。

また、都市を支える新たなインフラ（基盤）として、豊かな水とみどりの保全と創造を積極的に進め、やすらぎと潤いのあるまちをめざします。

さらに、新宿区の多様な都市活動を支えていくために、人と環境に配慮した都市施設や交通網などの都市基盤の整備を促進するとともに、誰もが自由に行動できる都市空間を形成し、持続可能な都市と環境を創っていきます。

基本目標V まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

人々が自然やまちの文化・歴史を感じ、歩くことが楽しくなるようなまちをめざします。

経済効率の向上を優先させたまちづくりは、私たちの生活を豊かに便利にしてきましたが、その反面、地域の個性や文化、歴史の記憶が失われつつあります。

新宿の持つ自然の記憶を活かし、歴史的風土や自然環境と調和した景観を守り、育むまちづくりを進めます。

そのため、地域の個性を活かしたまちづくりを地域が主体で取り組めるようなしくみづくりを進め、景観や地域の個性や魅力を十分活かした、区民にとってもまた新宿を訪れる人にとっても歩くことが楽しくなる、美しいまち・新宿を創っていきます。

基本目標VI 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

新宿は、古くから今日に至るまで、多くの人たちの働く場として、集いの場として、多様な文化が育まれると同時に、新たな最先端の文化を生み出してきました。

このような都市としての歴史的蓄積やまちの持つ多様性を活かし、新宿が培ってきた文化をさらに成熟させ、国際性豊かな風格のある都市文化としての「新宿らしさ」の創造をめざします。こうした文化や伝統を活かし、新宿のまち全体の魅力を高め、区民が誇れる、そして新宿を訪れる人が繰り返し訪れたくなるにぎわいと活力あふれるまちをめざします。

また、新宿の持つ歴史と都市特性を活かし、新宿ならではの新たな産業を創造し、多くの人たちが各地から集い、いきいきと学び、働き、暮らすことができる、多様なライフスタイルが交流するまちを創っていきます。

第5章 区政運営の基本姿勢

「めざすまちの姿」や、まちづくりの六つの「基本目標」を実現していくにあたり、区は以下の基本姿勢で区政運営に取り組みます。

1 区民起点の区政運営を行います

区政の主役は区民です。区は、区民のより豊かな暮らしの実現のためにあります。そのことが区政運営の起点です。新宿区は、「区民の、区民による、区民のための区政」をめざし、区民起点の区政運営を行います。

区民を起点とした区政運営とは、自分の仕事や行動が、「区民が本当に求めているのか、区民のためにになるのか」という原点に絶えず立ち戻り、検証することです。区政の原点を、一人ひとりの職員が常に念頭において職務を遂行する、区民起点の区政運営を行っていきます。

2 参画と協働を基本に、区民の知恵と力を活かす区政運営を行います

分権時代にふさわしい自治の実現をめざし、参画と協働を基本とするまちづくりを進めます。

区民の知恵と力を活かした協働の取組や、区民のまちづくりへの主体的な取組を推進していくことにより、一歩ずつ住民自治の実現を図ります。

そのためには、参画と協働の前提となるまちづくりの課題や目標を区民と区が共有できるよう、区政の情報公開をより一層推進します。

そのうえで、行政として本来果たさなければならない社会のセーフティネットやルールづくり、多様な主体に対するコーディネートなどについて、区は積極的にその役割を果たします。

3 地域力を高める区政運営を行います

地域の課題は地域が主体となって、自らの創意と工夫により解決できるよう、地区協議会に対する人的及び財政的支援を充実し、地区協議会の機能強化を促進します。

また、特別出張所については、地域コミュニティを支える核として、さらに、地域と行政とをつなぎ、結ぶ窓口として、その機能の充実を図ります。

こうした取組を通して、地区協議会がNPOや専門家等の多様な主体との連携により、地域の課題を自ら発見し、自ら解決していく力を一層高めていくことを支援していきます。

4 区民に成果が見える区政運営を行います

「何を行ったか」を重視する区政から、「区民生活にどのような成果をもたらしたのか」を重視する区政へと転換を図ります。

計画の進行管理を行い、その成果を区民が評価できるしくみを組み込みます。

こうした評価と予算・決算との連動を図ることで、計画の実質化・実効性の確保を図るとともに、区民の評価を反映した施策や事業の見直しを柔軟に行います。

5 効率的・効果的な区政運営を行います

人員や予算等の限られた行政資源を最も効率的・効果的に活用することがいつの時代でも重要です。政策の優先度を明らかにするとともに、職員一人ひとりが適切なコスト意識を持ち、効率的・効果的な区政運営をめざします。

政策目標に対し、実施効果がどの程度上がっているのか、行政評価の手法により、経済性、効率性、有効性の各面から検証していくしくみを充実します。

6 職員の力を活かす区政運営を行います

区民ニーズに的確に対応した区民サービスを提供するためには、職員の意識改革を進め、職員一人ひとりが常に、明確な目標と意欲を持って職務に従事することが重要です。

そのためには、組織目標と職員の個人目標が一致するとともに、職員の意欲や能力、職務の実績が適切に評価され、人事給与制度に反映されるしくみが必要です。

分権時代にふさわしい行政感覚と現場・現実を重視する職員が育つ環境づくりを進め、職員の力が最大限に活かされる区政運営を行います。

第6章 計画の枠組み

1 計画の目的

新宿区総合計画は、地方自治法第2条に基づく「新宿区基本構想」で示される「めざすまちの姿」を実現するためのまちづくりの方向性と、まちづくりを推進し、下支えする区政運営の方向性を示すものです。

2 計画の位置づけと体系

新宿区総合計画は、基本構想を実現するために、これまで定めてきた「基本計画」と、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）」の性格をあわせもち、これらを一体的な計画として策定するものです。

また、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」の内容も取り込んだものとなっています。

3 計画の役割

新宿区は、この総合計画のもと、区民の参画と協働を得て、新宿区の施策を計画的に執行していきます。総合計画の主な役割は、次のとおりです。

- 基本構想で掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けた施策を体系的、総合的に明らかにした行政運営の指針
- 区民と区とが、協働してまちづくりを進めていくための指針
- 新宿区が定める個別計画を、総合的に調整する指針
- 都市計画など、都市整備に関する計画を作成するにあたっての総合的な指針

4 計画の期間

平成20（2008）年度を初年度とし、平成29（2017）年度までの10年間を、新宿区総合計画の期間とします。都市計画に関する基本的な方針については、おおむね20年後を展望して、めざす都市の骨格やまちづくり方針を示しています。

ただし、社会経済状況等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 計画の構成

総合計画は、「まちづくり編」と「区政運営編」で構成しています。

「まちづくり編」は、基本構想の「まちづくりの基本目標」を受け、まちづくりの方向性を示します。

「区政運営編」は、基本構想の「区政運営の基本姿勢」を受け、「まちづくり編」を推進し、下支えする区政運営の方向性を示します。

【新宿区総合計画の体系】

新宿区総合計画は、地方自治法に基づく「基本構想」及び、都市計画法に基づき東京都が定める「東京都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めるものです。

【地方自治法】

地方自治法第2条

新宿区基本構想

【都市計画法】

都市計画法第6条の2

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

〈東京都決定〉

(基本計画)

《新宿区総合計画》

都市計画法第18条の2

新宿区都市マスタープラン

総合計画を
受けて策定

○個別計画

新宿区実行計画

○個別都市計画
○開発プロジェクト

○個別計画

第7章 めざす都市の骨格

1 将來の都市像

基本構想では、おおむね20年後の平成37（2025）年を想定した「めざすまちの姿」を「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」としています。

総合計画は、都市マスタープランの性格をあわせもつことから、「めざすまちの姿」の実現に向けた、都市基盤等の主にハード整備に関するめざす将来の都市像として、

《暮らしこと賑わいの交流創造都市》

を描き、

「暮らしと賑わいが調和し、住む人、働く人や訪れる人々が心地よく感じることができる、環境に配慮したみどり豊かな快適で潤いのあるまち」、
「新宿に住みたいと願う人が安全に安心して生活でき、住み続けられるまち」、
「誰にも愛される魅力あふれる文化を創造するまち」、
「新宿を訪れる人々によって生み出される活力が住む人々の利益にも結びつくまち」の実現をめざします。

2 めざす都市の骨格の考え方

将来の都市像を実現するため、将来の都市機能や都市施設の基本的な都市の骨格の考え方を、次のとおり示します。

(1) 新宿に蓄積してきた多様性を活かしていく

- ①新宿駅周辺を、国際的な賑わいと交流を創造する中心にします。
- ②高田馬場、四谷、神楽坂の駅周辺業務商業地を、賑わいと交流の中心として育てます。
- ③東西方向に発展してきた交流軸を南北方向に結びます。

(2) まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく

- ①まちの資源を活かし、地域の個性を創ります。
- ②区の骨格を形成する水辺とみどりの充実を図ります。

(3) 地域の個性を活かし、区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく

- ①まちづくり制度を活用し、地域の個性を活かしていきます。
- ②地域で活動する人が地域の個性を創る担い手となり、まちづくりを進めています。
- ③地域の住民が相互に連携するしくみをつくります。

3 将來の都市構造

将来的な都市機能や都市施設等の基本的な骨格を、将来の都市構造として示します。将来の都市構造には、賑わいと交流を先導する地区を「心（しん）」、高い都市活動を支える幹線道路やその沿道を「軸（じく）」、都市に潤いを与える水辺やみどりのつながりを「環（わ）」と位置づけます。

(1) 「心（しん）」

① 「創造交流の心」

新宿駅周辺は、国際的な情報発信力を持ち、様々な文化や産業が集積しています。その特性をさらに伸ばし、多様化・複合化していく新たな創造型産業を育していくとともに、地域の人々や来訪者が交流しながらまちを楽しむことができるよう、国際的な賑わいと交流を先導する「創造交流の心」と位置づけ、必要な基盤整備や環境整備を進めています。

② 「賑わい交流の心」

交通の要所であるとともに業務商業施設が集積している高田馬場地区、新宿通り沿道の業務商業施設を軸とした四谷地区、江戸の文化を継承し路地など昔ながらの情緒を残す神楽坂地区を賑わいと交流を先導する「賑わい交流の心」と位置づけ、それぞれの地区の特徴や個性を活かしたまちづくりを進めています。

③ 「生活交流の心」

大久保、信濃町、下落合、中井、落合、早稲田、曙橋等の駅を中心とする日常の生活圏の核となるエリアを「生活交流の心」と位置づけ、生活に必要な情報や人の交流を先導する地域に密着したまちづくりを進めています。

(2) 「軸（じく）」

① 「賑わい交流軸」

明治通り及び新宿通りから中央通り（新宿駅西口と新宿中央公園を結ぶ「新宿副都心街路第4号線」）、また、これらの沿道を、新宿の賑わいと交流の骨格となる軸として「賑わい交流軸」と位置づけ、個性的で魅力ある業務商業機能の集積を図るとともに、街路樹の整備や沿道のまちなみを整序し、歩いて楽しい通りを形成していきます。明治通りは、地下鉄副都心線の開通を契機として、みどり豊かな道路整備や魅力ある沿道の商業施設等の集積を誘導します。新宿通りから新宿駅、新宿駅西口から新宿中央公園までは、魅力ある業務商業施設の立地や沿道のまちなみを整序することなどにより、歩行者の回遊性が高い魅力的な通りを形成していきます。

② 「都市活動軸」

広域交通の確保・充実及び沿道にふさわしい土地利用を誘導する都市活動の主要な軸として、広域的な幹線道路を「都市活動軸」と位置づけ、円滑な自動車交通の処理や快適な歩行者空間の確保、街路樹の整備によるみどりの充実及び沿道建築物の不燃化などを進めています。

③ 「地域活動軸」

「都市活動軸」を補助する軸として、地域間の交流を図る主要な幹線道路を「地域活動軸」と位置づけ、円滑な自動車交通の処理や歩行者空間の確保、沿道建築物の不燃化などを進めています。

(3) 「環（わ）」

① 「水とみどりの環（わ）」

都市に潤いを与える、また都市の品格を高める要素として、新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川や外濠の水辺、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりを「水とみどりの環（わ）」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続するみどりの骨格を形成していきます。

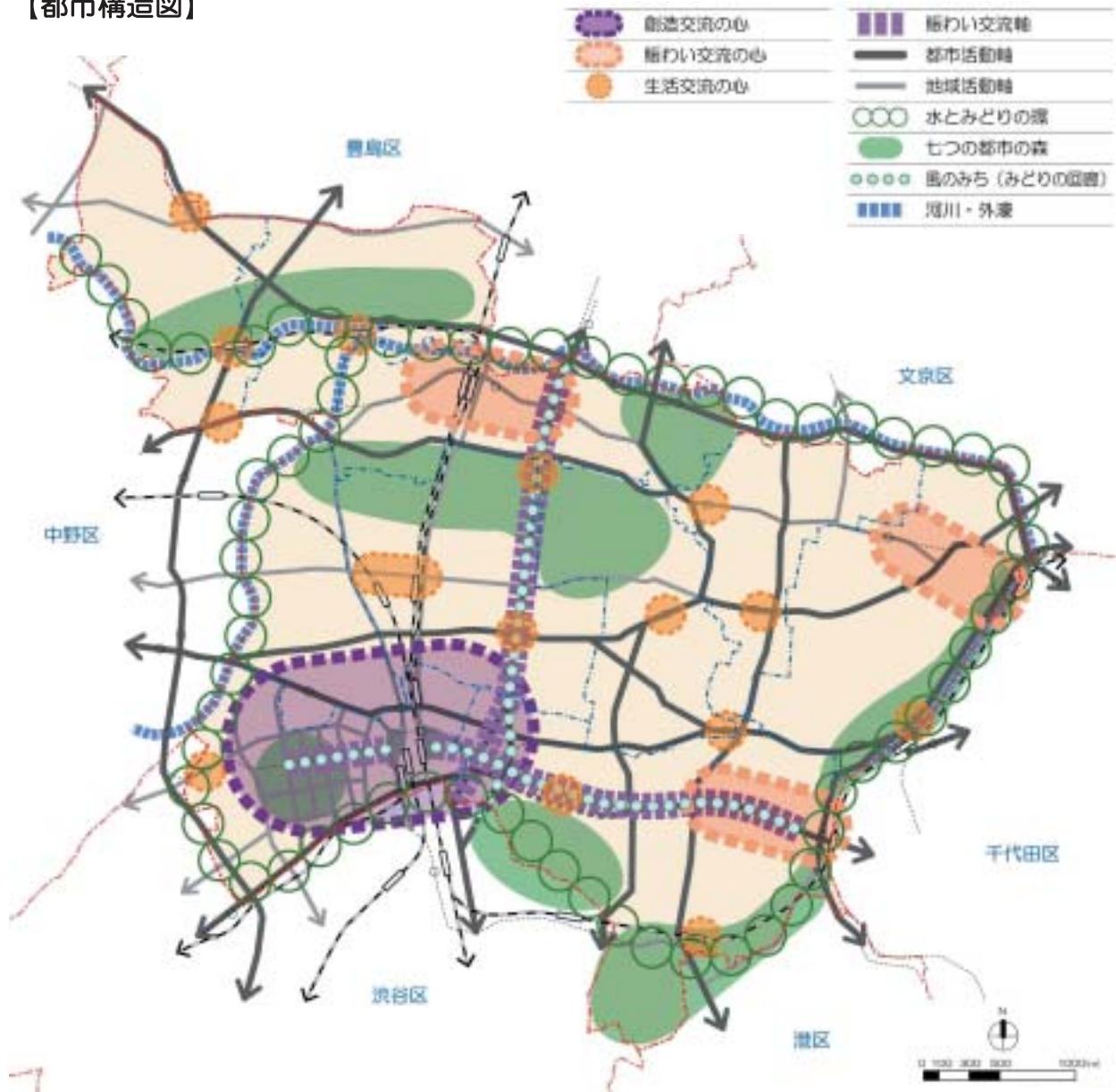
② 「七つの都市の森」

新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のまとまったみどりを、新宿区の「七つの都市の森」と位置づけ、みどりの保全と拡充を進めています。

③ 「風のみち（みどりの回廊）」

身近な地域のみどりをつなげ、新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」や、まとまったみどりの保全・拡充をめざす「七つの都市の森」と結ぶように、幹線道路の街路樹のみどりを充実させます。特に、賑わい交流軸となる明治通り及び新宿通りから中央通り沿道を「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、緑陰のある街路樹の整備や沿道建築物の緑化などを進め、新宿御苑のみどりや外濠の水辺からさわやかな風を導く、厚みと広がりをもった、みどり豊かな都市空間を形成していきます。

【都市構造図】



第8章

まちづくりの基本目標ごとの計画の内容

「まちづくりの基本目標」を実現するための個別目標を掲げ、個別目標ごとのめざすまちの姿・状態と基本施策を示します。

基本目標 I 区民が自治の主役として、考え、行動していくまち

個別目標 I-1 参画と協働により自治を切り拓くまち

●めざすまちの姿・状態

まちづくりの主役は区民です。区民が暮らしの基盤である自分たちの住む地域のあり方を、地域の持つ個性や資源を活かしながら、自ら考え、自分たちで責任を持って決めることができる「参画と協働による、区民の知恵と力が活きる地域社会」の実現をめざします。

●基本施策

- I-1-① 自治の基本理念、基本原則の確立
- I-1-② 協働の推進に向けた支援の充実

個別目標 I-2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

●めざすまちの姿・状態

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合い、区民が地域において安心した生活を送ることができるまちの実現をめざします。また、区民や地域団体、NPO、事業者などが連携・協力し、主体的に地域の課題に取り組む、個人の自主性・自律性と相互の信頼に基づく、開かれた地域コミュニティの実現をめざします。さらに、地区協議会が中心的役割を担いながら、自らの創意工夫により地域課題を解決し、地域コミュニティが多くの公共的役割を果たす「地域自治のまち」をめざします。

●基本施策

- I-2-① 地域自治のしくみと支援策の拡充
- I-2-② コミュニティ活動の充実と担い手の育成

基本目標Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していくまち

個別目標Ⅱ-1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

●めざすまちの姿・状態

日々の暮らしの中で、誰もが人として尊重され、性別にかかわりなく、職場、家庭、地域などあらゆる分野に、公平に参画できるまちを実現します。また、子どもたちが地域の人々との豊かなつながりの中で、いじめや虐待から守られ、安心してのびのびと成長できるまちをめざします。さらに、高齢者も障害のある人も、尊厳を持っていきいきと地域社会の一員として生活できるよう、物理的なバリアや心のバリアのない地域社会の実現をめざします。

●基本施策

- Ⅱ-1-① 人権の尊重
- Ⅱ-1-② 男女共同参画の推進
- Ⅱ-1-③ 個人の生活を尊重した働き方の見直し

個別目標Ⅱ-2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

●めざすまちの姿・状態

子どもを安心して産み、育てられ、すべての子どもたちがのびのびと健やかに成長できるなど、子育てと子どもの自立に対する支援のしくみが十分に整備されているまちをめざします。地域が積極的に受け皿となり、地域のサポート体制をつくるなど、子どもを安心して産み、育てられる環境を実現します。

●基本施策

- Ⅱ-2-① 地域において子どもが育つ場の整備・充実
- Ⅱ-2-② 地域で安心して子育てができるしくみづくり
- Ⅱ-2-③ 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進
- Ⅱ-2-④ 子どもの安全と子どもを守る環境づくり

個別目標Ⅱ-3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

●めざすまちの姿・状態

未来を担う子どもが、多様な考え方や生き方などそれぞれの個性を互いに認め合い、自ら考え、行動できる「生きる力」を育むまちを実現します。そのため、子どもが個性や能力を伸ばし、それぞれの可能性を開花させるための基礎を培う、より質の高い学校教育を受けられるようにするとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じた教育の責任を果たし、三者が一体となって取組を進めるまちをめざします。

●基本施策

- Ⅱ-3-① 子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実
- Ⅱ-3-② 学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり
- Ⅱ-3-③ 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり

個別目標Ⅱ-4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

●めざすまちの姿・状態

区民一人ひとりが生涯を通じて、健康で生きがいのある人生を送り、自己実現を図るために、趣味や特技を活かして学習やスポーツなどに積極的に取り組むまちをめざします。

●基本施策

- Ⅱ-4-① 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実
- Ⅱ-4-② 中央図書館の再構築
- Ⅱ-4-③ 図書館機能の充実

個別目標Ⅱ-5 心身ともに健やかにくらせるまち

●めざすまちの姿・状態

区民一人ひとりが健康に対する意識を高く持って積極的に健康づくりに取り組み、身近なところに健康づくりを実践することができる環境が整備されたまちをめざします。また、充実した保健・医療体制が整備されており、誰もが適切な保健・医療サービスを受けることができるまちをめざします。

●基本施策

- Ⅱ-5-① 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進
- Ⅱ-5-② 多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進

基本目標Ⅲ 安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち

個別目標Ⅲ-1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

●めざすまちの姿・状態

疾病や障害、介護が必要など様々な境遇にあっても、地域の人々との支え合いにより、住み慣れた地域の中でその人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざし、区はセーフティネット機能の充実を積極的に図っていきます。

●基本施策

- Ⅲ-1-① 高齢者とその家族を支えるサービスの充実
- Ⅲ-1-② 障害のある人とその家族の生活を支えるサービスの充実
- Ⅲ-1-③ セーフティネットの整備・充実

個別目標Ⅲ-2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

●めざすまちの姿・状態

誰もが生きがいを持ち、豊かな気持ちで日々を暮らし、生涯にわたって活躍することのできるまちをめざします。

●基本施策

- Ⅲ-2-① 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供
- Ⅲ-2-② 障害のある人の社会参加・就労支援
- Ⅲ-2-③ 新たな就労支援のしくみづくり
- Ⅲ-2-④ だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり

個別目標Ⅲ-3 災害に備えるまち

●めざすまちの姿・状態

「減災社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくりや地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりなど、災害に強い人とまちをつくり、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

●基本施策

- Ⅲ-3-① 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり
- Ⅲ-3-② 災害に強い体制づくり

個別目標Ⅲ－4 日常生活の安全・安心を高めるまち

●めざすまちの姿・状態

すべての区民が、日々の生活のあらゆる場面で不安を感じることなく、安全に暮らすことのできるまちをめざします。

●基本施策

Ⅲ－4－① 犯罪の不安のないまちづくり

Ⅲ－4－② 消費者が安心して豊かにくらせるまちづくり

基本目標IV 持続可能な都市と環境を創造するまち

個別目標IV-1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

●めざすまちの姿・状態

ごみの減量、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけない生活スタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和するまちをつくり、未来に引き継いでいきます。

●基本施策

- IV-1-① 資源循環型社会の構築
- IV-1-② 地球温暖化対策の推進
- IV-1-③ 良好な生活環境づくりの推進
- IV-1-④ 環境問題への意識啓発

個別目標IV-2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

●めざすまちの姿・状態

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図り、やすらぎと潤いのあるまちをめざします。

●基本施策

- IV-2-① 水とみどりの環の形成
- IV-2-② みどりを残し、まちへ広げる

個別目標IV-3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

●めざすまちの姿・状態

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、都市の骨格となる道路・交通施設等を充実するとともに、歩く人にやさしい歩行空間や利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。

●基本施策

- IV-3-① だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり
- IV-3-② 交通環境の整備
- IV-3-③ 道路環境の整備

基本目標V まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

個別目標V-1 歴史と自然を継承した美しいまち

●めざすまちの姿・状態

まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざします。

●基本施策

V-1-① 地域特性に応じた景観の創出・誘導

個別目標V-2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

●めざすまちの姿・状態

地域の個性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着がもてるまちをめざします。

●基本施策

V-2-① 地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり

個別目標V-3 ぶらりと道草したくなるまち

●めざすまちの姿・状態

歩くことが楽しくなるまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、地域に住む人だけでなく新宿を訪れる人にとっても、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちをめざします。

●基本施策

V-3-① 楽しく歩けるネットワークづくり

V-3-② 魅力ある身近な公園づくりの推進

V-3-③ まちの「広場的利用」の推進による新たな交流の場の創出

基本目標VI 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

個別目標VI-1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

●めざすまちの姿・状態

新宿には、豊かな伝統や歴史が息づき、多様な文化が育まれてきました。また、新たな最先端の文化も生み出されています。これらの文化を広く発信していくまちをめざします。

●基本施策

- VI-1-① 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信
- VI-1-② 区民による新しい文化の創造
- VI-1-③ 文化芸術創造の基盤の充実

個別目標VI-2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

●めざすまちの姿・状態

新宿の持つ歴史と異種産業の混在集積した都市特性とを活かし、活気ある産業を呼び起こし、新宿ならではの新たな産業を生み出していくとともに、企業の事業活動拠点としても魅力的なまちをめざします。

●基本施策

- VI-2-① 文化芸術創造産業の育成

個別目標VI-3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

●めざすまちの姿・状態

働きの場、学びの場、遊びの場としての多様な魅力を高めて、誰にも愛される魅力あふれるまち、区民が誇れ、新宿を訪れる人が繰り返し訪れたくなる交流とふれあいのあるまちをめざします。

●基本施策

- VI-3-① 新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信
- VI-3-② 誰もが、訪れたくなる活気と魅力あふれる商店街づくり
- VI-3-③ 平和都市の推進
- VI-3-④ 多文化共生のまちづくりの推進

第9章 まちづくり方針

9-1 土地利用の方針

土地利用の方針

(1) 都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成

(2) 多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成

(3) 都市型産業地区における土地利用の適正な誘導

(4) 都市の貴重なオープンスペースの保全

1 方針

住み、働き、学び、遊ぶ、多様性のあるまちとして、人々が安全な生活を営めるように適切な土地利用を誘導していきます。しかし、新宿のまちづくりを取り巻く状況は、日々大きく変化しています。地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、地域地区の変更を含め、地域の特色に合わせた適切な土地利用の転換を図っていきます。また、一団の大規模な土地では、必要に応じて、みどりとオープンスペースの確保と併せて、敷地の高度利用を図るなど、適切な土地利用を行っていきます。

(1) 都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成

人々が住み続けられるまちとして、良好な住環境の保全・形成を図ります。また、職住近接の都心居住を積極的に実現するとともに、地域の特色に配慮した土地利用を進めています。

①低層住宅地区

主に、戸建住宅を中心とする低層住宅により形成されてきた地区です。低層共同住宅等への建替えが進み、みどりの減少が見られます。本地区では、良好な住環境の維持形成を図り、みどり豊かな住宅地としてのまちづくりを進めています。

■市街地整備区分—低層保全地区、低層個別改善地区

②低中層住宅地区

低層及び中層住宅を中心とする市街地で、住宅と店舗、事務所等との適切な共存を図っている地区です。戸建住宅や低中層の集合住宅等を中心とする住宅地として、区民と協働で地区計画等を活用して、都心居住の魅力を活かした低中層市街地の形成を図ります。

■市街地整備区分—低中層保全地区、低中層個別改善地区、低中層基盤整備地区

③中高層住宅地区

土地区画整理事業等により道路や公園等の都市基盤が整備された中高層住宅地で、現在の住環境を維持しながら、周辺環境と調和した都市型住宅地の形成を進めています。

■市街地整備区分—中高層住宅整備地区

(2) 多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成

新宿の都市構造を踏まえ、多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした、業務商業系市街地の形成を進めていきます。新宿駅周辺を、業務商業の機能に加え、みどり豊かなアメニティの中心と位置づけ、歩行者の回遊性の向上や賑わいの創出を図ります。また、高田馬場、四谷、神楽坂の各地区を、地区の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てていきます。

①創造交流地区

新宿駅周辺は、東京の広域業務商業機能の一翼を担い、また、先導的な中枢業務機能を担う業務商業拠点の形成をめざし、情報文化、業務、娯楽機能等からなる多様性を持つまちの賑わいの創出を図ります。さらに、みどり豊かなアメニティの中心として、回遊性の高い観光・交流拠点として、魅力の向上を図ります。

■市街地整備区分—国際的な中枢業務機能拠点地区、都心居住推進地区

②賑わい交流地区

業務商業施設の集積と学生のまち高田馬場地区、新宿通り沿道の業務商業施設を軸とした四谷地区、江戸の文化を継承し路地など昔ながらの情緒を残す神楽坂地区を、住宅機能と商業機能が融合した賑わい・交流の中心として、また、地区に根ざした商業・文化の拠点として、地区の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てていきます。

③生活交流地区

区内の鉄道各駅の周辺を地区の生活中心として、周辺の商店街の振興、賑わいのあるまちなみの形成、歩きやすい道路空間づくりなどを進めます。

④幹線道路沿道地区

幹線道路及びその沿道は、みどり豊かな道路整備と魅力的な沿道建築物の整備誘導を図ります。また、建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯としての機能を強化していきます。

■市街地整備区分—賑わい交流骨格整備地区、幹線道路沿道整備地区

(3) 都市型産業地区における土地利用の適正な誘導

①都市型産業地区

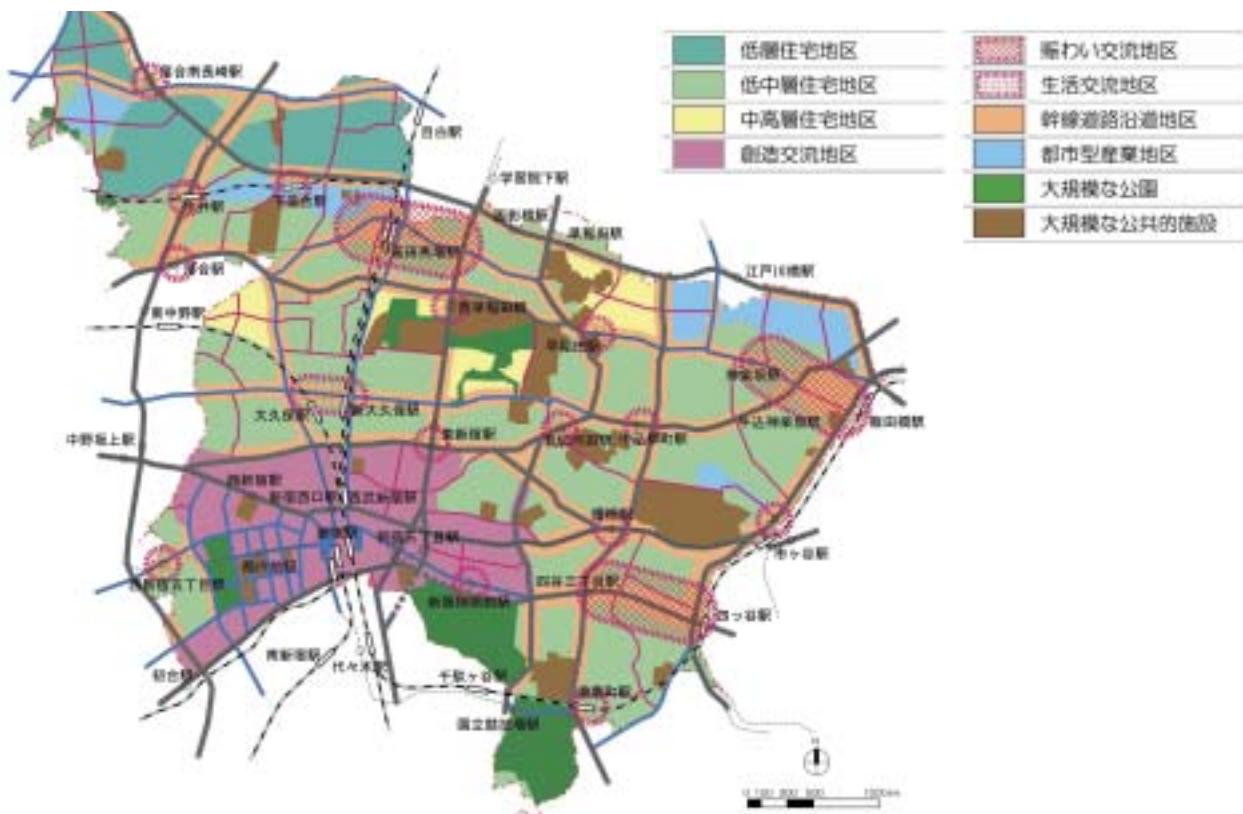
都市型産業と住機能が共存し、産業環境と居住環境が調和する職住近接の市街地の形成を誘導していきます。

(4) 都市の貴重なオープンスペースの保全

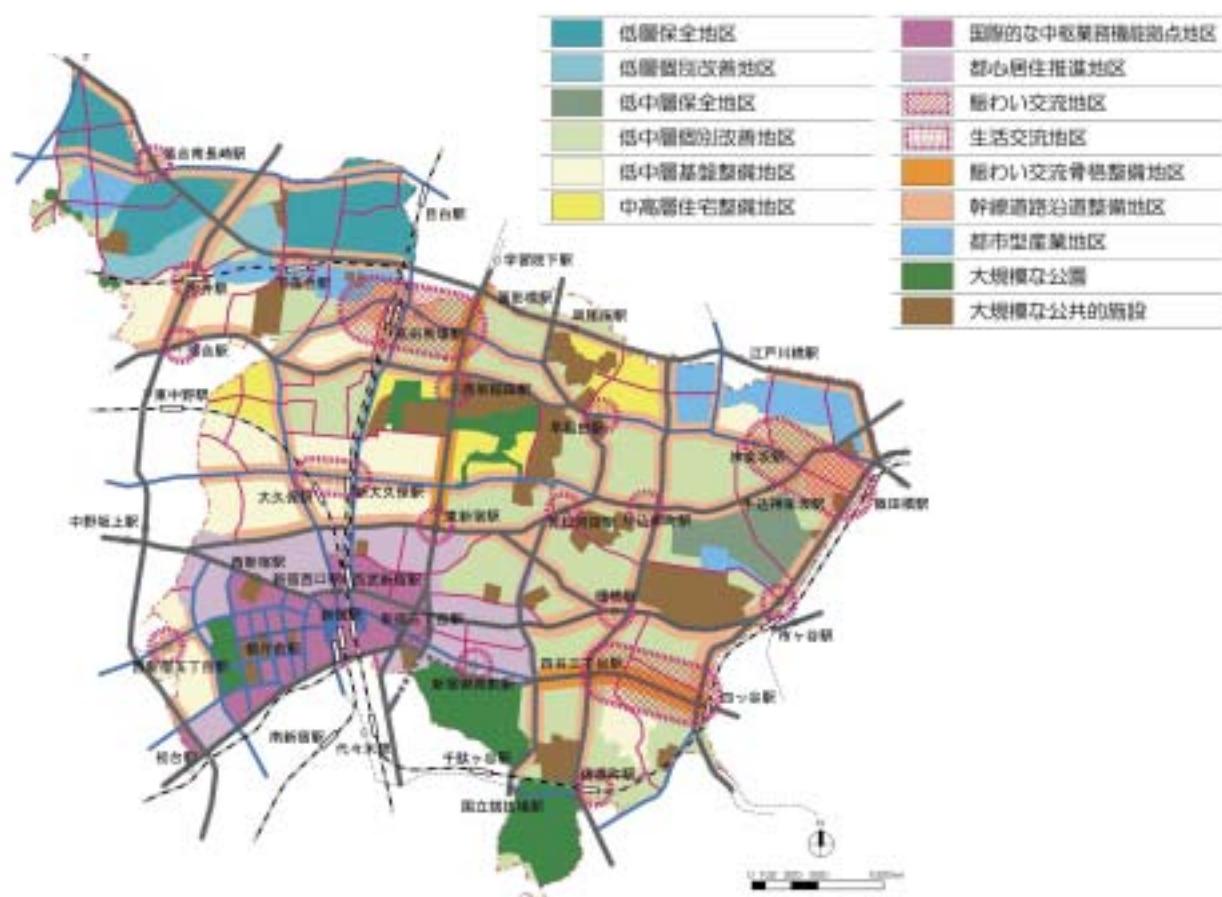
大規模な公園や大学キャンパス、公共施設、寺社等のみどりを、都市における貴重なオープンスペースとしての保全を促進していきます。企業等の移転跡地については、オープンスペースの機能が確保されるように土地利用を誘導していきます。また、公共施設の整備にあたっては、設計や施設の管理運営を地域住民と協働で行うなど、誰もが利用しやすく、区民が愛着を持てる施設として整備していきます。

■市街地整備区分—大規模な公園、大規模な公共的施設

2 土地利用方針図



3 市街地整備方針図



9-2 都市交通整備の方針

都市交通整備の方針

(1) 人にやさしい公共交通への改善

(2) 人と環境に配慮した道路整備

(3) 歩きたくなる歩行者空間の充実

(4) 交通需要の管理の推進

1 方針

(1) 人にやさしい公共交通への改善

都市交通における公共交通の役割を一層高め、鉄道やバスの利便性の向上を促進していきます。また、関係機関とともに、駅施設やその周辺のバリアフリー化、駅前広場などの充実を進めています。さらに、自転車レーンや駐輪場の整備など自転車の利用環境の向上やコミュニティバス、LRT（新型路面電車）などの新たな交通システムの導入について検討していきます。

- ①公共交通の整備—鉄道網の整備、新しい交通システムの検討
- ②交通結節点の整備—駅施設の整備、駅前空間の整備

(2) 人と環境に配慮した道路整備

通過交通を適切に処理する幹線道路は、地域住民の意見等を踏まえ、周辺環境に十分配慮しながら整備を進めています。生活道路は、買物、散策、交流などの多様な活動が繰り広げられる生活空間として、歩行者の安全性、快適性の確保に努めるとともに、道路のバリアフリー化や環境に配慮した舗装等を進めています。

また、細街路については、防災性の向上をめざし、建築基準法や地区計画制度などにより、拡幅整備を進めています。

- ①幹線道路—広域幹線道路、地域幹線道路、
- ②生活道路—地区内主要道路、主要区画道路、区画道路

(3) 歩きたくなる歩行者空間の充実

新設する道路はもとより、既設道路についても歩道の拡幅整備等により、歩行者空間の充実を図り、歩きたくなる歩行者空間を整備していきます。神田川や外濠などの水辺空間、新宿御苑や明治神宮外苑などの豊かなみどり、学生が集い活力あふれる高田馬場、歴史の薫るまちなみを残す四谷や神楽坂など、地域の特性やまちの資源を活かし、これらの地域をつなぎ、散策したくなる歩行系幹線道の充実を進めています。

また、賑わい交流の軸となる明治通りや新宿通りから新宿中央公園につながる動線を、「風のみち（みどりの回廊）」として、街路樹の整備などみどり豊かな歩行者空間の充実を進めています。

新宿駅周辺では、歩行者の混雑緩和を図るとともに、商業拠点の回遊性を高めるため、新宿通りのモール化や東西自由通路の整備などを検討していきます。さらに、沿道の商店街等との協働により、オープンカフェやイベントの開催等、まちの活性化と魅力向上を図るために道路空間の多様な活用方法について検討し、歩きたくなる新宿の実現を進めています。

- 歩行系幹線道等の整備
 - 歩行者空間の快適性の向上
 - 歩行系ネットワークの整備

(4) 交通需要の管理の推進

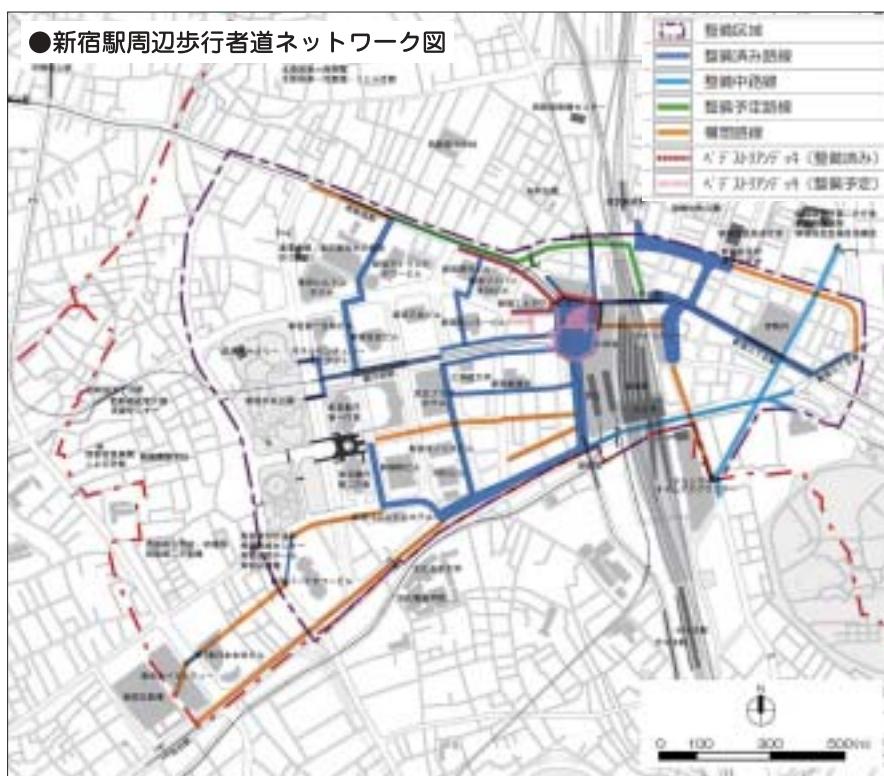
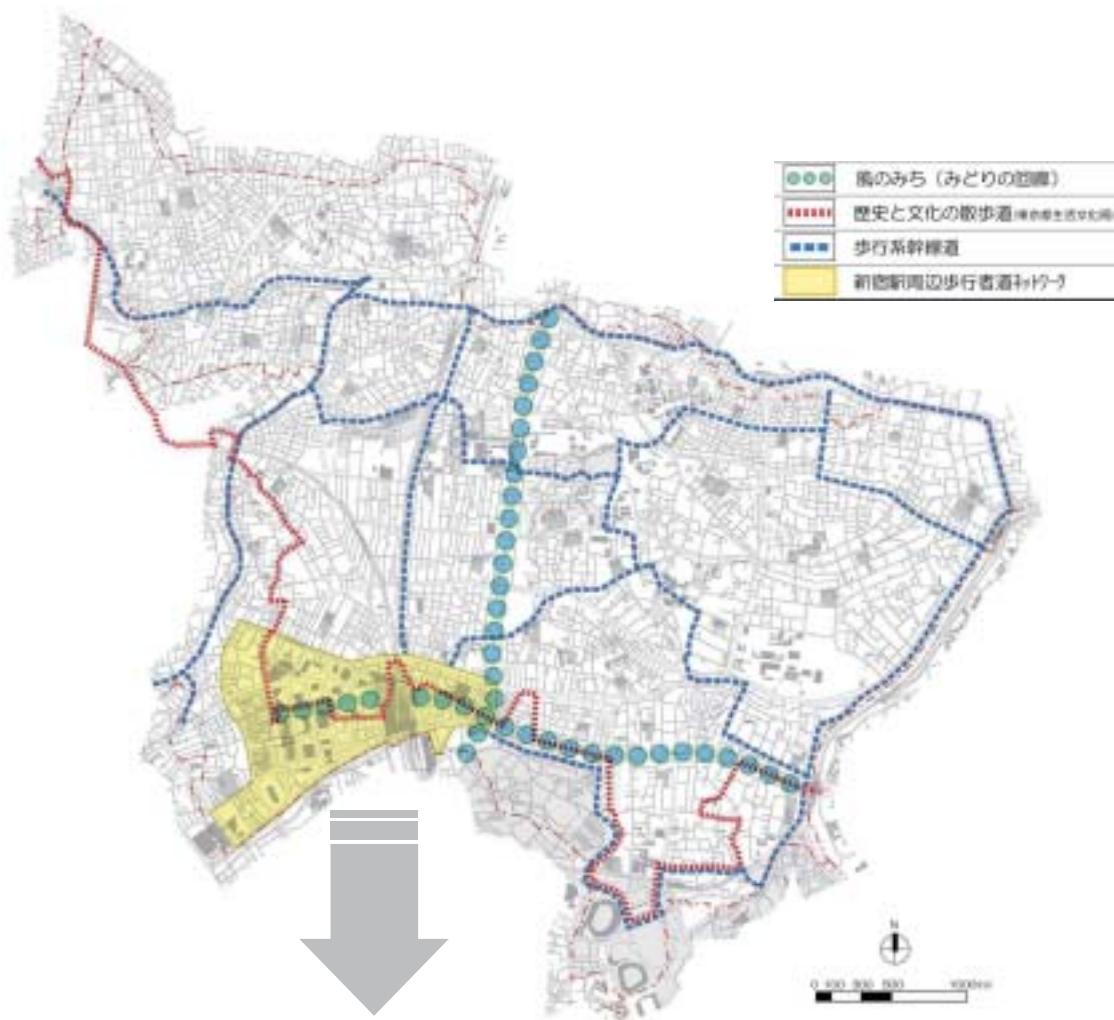
円滑な都市交通を維持していくためには、自動車の交通需要の抑制や分散を誘導する交通需要の管理が大切です。公共交通機関の整備と利用促進を図るとともに、生活道路内への流入抑制やスピード抑制、交通アセスメント等の実施、自転車等（自転車、原動機付自転車及び自動二輪車）の適正利用や利用環境の整備等を進めていきます。

- 生活道路への自動車流入と速度の抑制
 - 自転車等の適正利用の推進
 - 駐車場の整備
 - 交通アセスメント等の実施
 - 道路のモール化
 - 地域交通計画の検討

2 都市交通整備方針図



3 歩行系ネットワーク図



9-3 防災まちづくりの方針

防災まちづくりの方針

(1) 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

(2) 建築物・都市施設等の安全性の向上

(3) 防災拠点と避難施設等の充実

(4) 総合的な水害対策の推進

1 方針

(1) 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

都市空間の総合的な防災性の向上を図るため、幹線道路等の沿道建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の整備を進め、災害時に燃え広がらないまちづくりを進めます。また、住宅をはじめ、建築物の耐震化を促進するとともに、地域住民との協働により、地区計画制度等を活用して、木造住宅密集地域や地域危険度の高い地域の防災性の向上に取り組みます。

また、道路やオープンスペース等の公共的空間を確保し、まちの安全性を高めていきます。これらの取組により、防災生活圏を形成し、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりを進めています。

- 都市空間の防災性の向上

- 道路等の公共的空間の確保

- 建築物の耐震化の促進

(2) 建築物・都市施設等の安全性の向上

木造住宅密集地域や地域危険度の高い地域については、地区計画や東京都条例の新防火地域の指定等を行います。また、地域住民と協働で、建築物の不燃化・耐震化、道路の無電柱化、オープンスペースの確保等を進め、災害に強い安心して生活できるまちづくりを進めています。

電気・ガス・水道など、災害時のライフラインの安全性を確保するため、事業者等に対策の強化を要請していきます。

- 建築物の安全性の向上

- 都市施設の安全性の向上

- 崖・擁壁の整備、落下物対策等の強化

- 震災後の対策の強化

(3) 防災拠点と避難施設等の充実

災害時の情報収集、関係機関との連携、救護活動等が迅速に行えるように、防災活動の拠点の充実を図ります。また、区民や帰宅困難者等に支援を行う避難所等の施設の充実を図るとともに、救援、救護、初期消火等が速やかに行えるよう資材の充実と体制の整備を図ります。

- 駅や駅前広場等の整備

- 避難施設の充実等

- 被災情報の把握と復興計画の作成

(4) 総合的な水害対策の推進

河川改修や雨水流出抑制等による総合的な水害対策を促進し、水害解消に向けた取組を進めます。また、区民の防災意識の啓発を図ります。

■水害対策の促進

■防災意識の啓発

2 防災まちづくり方針図



9-4 みどり・公園整備の方針

みどり・公園整備の方針

(1) みどりの骨格の形成

(2) みどりを残し、まちへ広げる

(3) 水やみどりに親しめる環境づくり

(4) 生活や活動の場にある身近なみどりの充実

1 方針

(1) みどりの骨格の形成

新宿区の外周に沿って連続する水辺とみどりを「水とみどりの環」と、大規模な公園のみどりや斜面緑地などのまとまったみどりを「七つの都市の森」と位置づけ、みどりの保全・充実を促進していきます。また、明治通りの歩道の拡幅等に伴い、街路樹や歩道の再整備等、「風のみち」として緑陰あるさわやかな歩きたくなるみちづくりを促進していきます。

■「水とみどりの環」の形成

■「七つの都市の森」の保全・拡充

■「風のみち（みどりの回廊）」の整備

(2) みどりを残し、まちへ広げる

新宿の地形や歴史、文化を「まちの記憶」として次世代に継承していくことが重要です。江戸時代の藩邸跡地等にあったみどりを「みどりの記憶」と位置づけ、土地所有者や区民との協働により、みどりの保全・再生に取り組みます。また、市街地再開発事業等の大規模な開発計画においては、公開空地等により、積極的にみどりの創出を図り、快適な都市空間の形成を誘導していきます。

さらに、屋上緑化の推進、みどりを保全する環境保全型の地区計画の導入などにより、積極的にみどりを広げるまちづくりを進めます。

■「みどりの記憶」の継承

■みどりの保全・活用

■みどりの拡大・整備

■みどりのまちづくり

■みどりの啓発

(3) 水やみどりに親しめる環境づくり

潤いある都市空間を形成するために、まちづくりの中でのみどりの果たす役割を重視し、生活の場や道路、業務・商業エリアなどの人々が日常的に触れ合える場において、みどりの充実を積極的に誘導していきます。特に、街路樹や壁面緑化等歩く人に心地よさを与える目に見えるみどりの整備を促進していきます。また、昆虫や野鳥などの生き物が生息できるビオトープなどの空間の整備を誘導していきます。

■目に見えるみどりの整備

■虫や鳥の住めるみどりづくりの推進

■水辺空間の充実

(4) 生活や活動の場にある身近なみどり（コミュニティガーデン（地域の庭））の充実

庁舎・学校等の公共施設、寺社、病院などの大規模な敷地のみどりやオープンスペースを、生活や活動の場にある身近なみどり（コミュニティガーデン（地域の庭））と位置づけ、地域住民や施設利用者等が楽しめるように、みどりの充実と地域への開放を進めます。併せて、防災上の配慮やユニバーサルデザイン等にも配慮し、誰もが利用できる公園や公共施設の整備を進めます。また、地域に密着した公園の運営を検討し、地域住民の継続的な公園活動を定着させるしくみづくりを検討します。

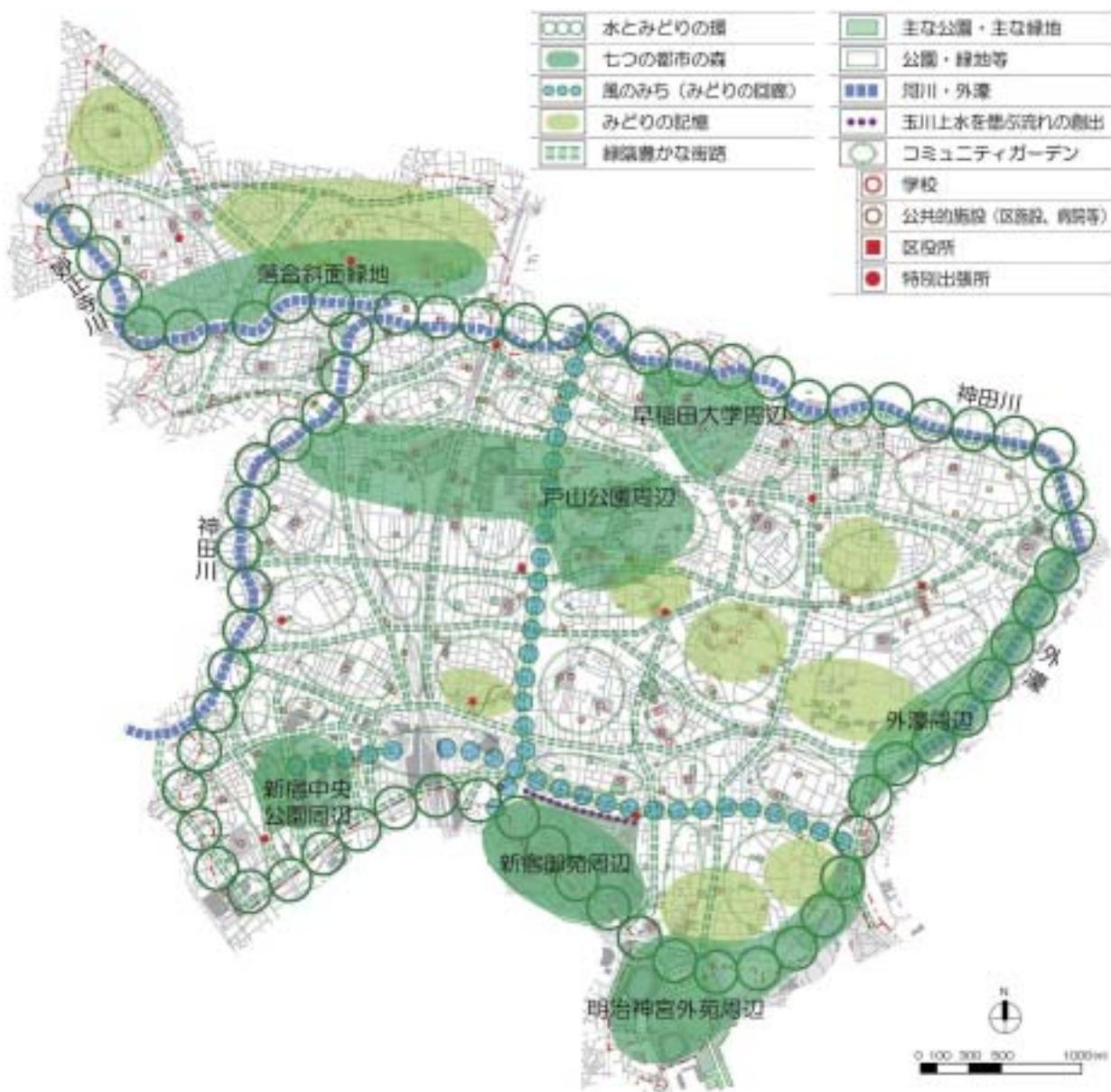
■オープンスペースの活用

■公園機能の充実

■特徴ある公園づくり

■公園の運営管理

2 みどり・公園整備方針図



9-5 景観まちづくりの方針

景観まちづくりの方針

(1) 地域の個性を活かした景観誘導

(2) 賑わいと潤いのある景観形成の誘導

(3) 区民との連携による景観まちづくりの推進

1 方針

(1) 地域の個性を活かした景観誘導

新宿の持つ多様性や懐の深さを活かし、地域の自然地形、歴史や文化などの景観資源を発掘しながら、その地域にふさわしい景観形成の方針を作成し、それぞれの地域の個性を活かした景観形成を誘導していきます。

- 「まちの記憶」を活かした景観形成
- 変化に富んだ地形を活かした景観形成
- 水とみどりを活かした景観形成
- 眺望景観の保全・創出

(2) 賑わいと潤いのある景観形成の誘導

新宿駅周辺などの業務商業施設の集積した地域や新宿通りや明治通り沿道などにおいては、地域の特色を活かし、風格のあるまちなみの形成や快適な歩行者空間の整備などを進め、風格と賑わいのある景観を創出していきます。また、神田川、妙正寺川、外濠などの水辺や、大規模施設のみどり、公園等については、水辺とみどり豊かな潤いのある景観形成を促進していきます。

①賑わいのある都市空間の創出

- 賑わい交流景観創造エリアの景観形成
- 賑わい交流景観創造軸の沿道景観の形成

②潤いのある景観形成

- 水辺の景観軸を活かした親水空間の創出
- みどりの景観ゾーンとネットワークの形成

(3) 区民との連携による景観まちづくりの推進

地域住民、事業者、NPO、大学などの多様な主体と連携・協働により、地域の自然や歴史、文化などを活かした、良好な景観まちづくりを進めます。

- 区民との協働
- 景観行政団体としての活動
- 広域的な景観誘導の推進

2 景観まちづくり方針図



9-6 住宅・住環境整備の方針

住宅・住環境整備の方針

- (1) 安心して暮らせる住まいづくり
- (2) 住生活の豊かさを実感できる住まいづくり
- (3) 安定した居住を確保できるしくみづくり
- (4) 地域コミュニティを主体とした魅力ある住まいづくり



1 方針

(1) 安心して暮らせる住まいづくり

災害に強く安全な住まいづくりを進めるため、地区計画などのまちづくり制度を活用し、木造住宅密集地域の防災性の向上や建替えの促進などを進めています。

また、防犯性向上に対する取り組みや、健康に配慮した住宅の普及促進を図ります。

- 災害に備えたまちづくり・住まいづくり

- 住まい等の防犯性の向上

- 健康に配慮した住宅の普及促進

(2) 住生活の豊かさを実感できる住まいづくり

高齢者、障害者を含めたすべての人が安全で快適に住み続けられるように、ユニバーサルデザインの視点に立った住宅の整備を支援します。分譲マンション等の集合住宅の適正な維持管理や、建替えを必要とする集合住宅への支援を進めています。また、多様な居住ニーズに対応できるしくみやライフスタイルに応じて住み替えができるしくみづくりを検討するとともに、単身世帯者の多いワンルームマンションの住環境の向上に取り組みます。

- 分譲マンション等の適正な維持管理・再生への支援

- ユニバーサルデザイン等による住宅の質の向上

- 多様な居住ニーズに対応するしくみづくり

- 環境に配慮した住宅の普及促進

(3) 安定した居住を確保できるしくみづくり

高齢者等の住まいの安定確保、安心して子育てできる居住環境づくりと居住継続の支援を進めています。また、住宅ストックの有効活用とセーフティネット機能の向上を図ります。

- 高齢者等の住まいの安定確保

- 安心して子育てできる居住環境づくり

- 区営住宅等の有効活用とセーフティネット機能の向上

(4) 地域コミュニティを主体とした魅力ある住まいづくり

高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など、地域で暮らしを共にする住民がお互いに支え合い、連携がとれた良好なコミュニティの形成を進めています。

また、多様な居住ニーズに合った地域コミュニティづくりと魅力のある住環境づくりを促進しています。

- 地域主体の住環境づくり

- 外国人との共生

9-7 人にやさしいまちづくりの方針

人にやさしいまちづくりの方針

- (1) 誰もが住み続けられる住宅づくり
- (2) 誰もが自由に行動できる都市空間づくり
- (3) 持続可能な資源循環型のまちづくり
- (4) 環境に配慮したまちづくり



1 方針

(1) 誰もが住み続けられる住宅づくり

障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導します。また、ライフステージの変化に応じた住み替え等の支援を行っていきます。

■バリアフリー住宅の整備誘導

■住宅の住み替え誘導

(2) 誰もが自由に行動できる都市空間づくり

誰もが安心して自由に行動できるように、鉄道駅舎、道路・公園等の都市基盤や、庁舎・学校・病院等の公共施設について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進していきます。

また、誰もが公共交通機関を利用できるように、関係機関や事業者などに働きかけ、駅やその周辺のバリアフリー化を促進していきます。

誰にも分かりやすいまちをめざし、公共サインや案内板等の整備を進めています

■公共施設等の整備促進

■人にやさしいみちづくり

■多様な主体との協働

(3) 持続可能な資源循環型のまちづくり

エネルギー効率のよい設備機器やリサイクル品の利用、ごみの減量、リサイクルしやすい商品の購入等の促進により、省資源・省エネルギーを推進し、環境にできるだけ負荷をかけない持続可能な循環型のまちづくりを進めています。

- 循環型のまちづくりの推進
- 自然の保全
- 良好な環境の整備促進

(4) 環境に配慮したまちづくり

地球温暖化やヒートアイランド現象など、都市における気候変動の対策として、まちの緑化を積極的に推進するとともに、エネルギー効率の良い都市をめざして、道路渋滞の緩和、自動車交通の抑制、公共交通機関の整備と利用を促進しています。

また、公共公益施設については、保水性舗装や遮熱透水性舗装などによる整備を促進しています。併せて、大気汚染や騒音・振動の緩和を図るため、幹線道路の整備や更なる発生源対策を関係行政機関とともに進めています。

区内のエネルギー消費量を削減するため、区民の環境に対する意識向上の啓発を行っていきます。

新宿区環境都市宣言

私たちには、健康と、安全そして快適な環境で生活する権利があります。

私たちには、環境にやさしい暮らし方や、ともに生きるための新しい役割を考えながら、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいく責務があります。

私たちは、東京の新都心にあって、歴史的、文化的資源や貴重な自然が残されている新宿区で、うるおいとやすらぎのある環境を創造していくことを決意しました。

私たちは、「環境を考え行動する人びとが、ともに生き、集うまち、新宿区」の実現を心から希求し、ここに、新宿区が環境都市であることを宣言します。

- 1 私たちは、毎日の暮らしが地球環境と密接な関係にあることを自覚し、いつでも環境を良くすることを考えて行動します。
- 1 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進につとめ、限りある資源を大切にします。
- 1 私たちは、自然環境とのきずなを深め、さまざまな生物がともに生きる環境づくりをめざします。
- 1 私たちは、すべての人びとと地球のめぐみを分かちあい、地域を超えたつながりを大切にします。

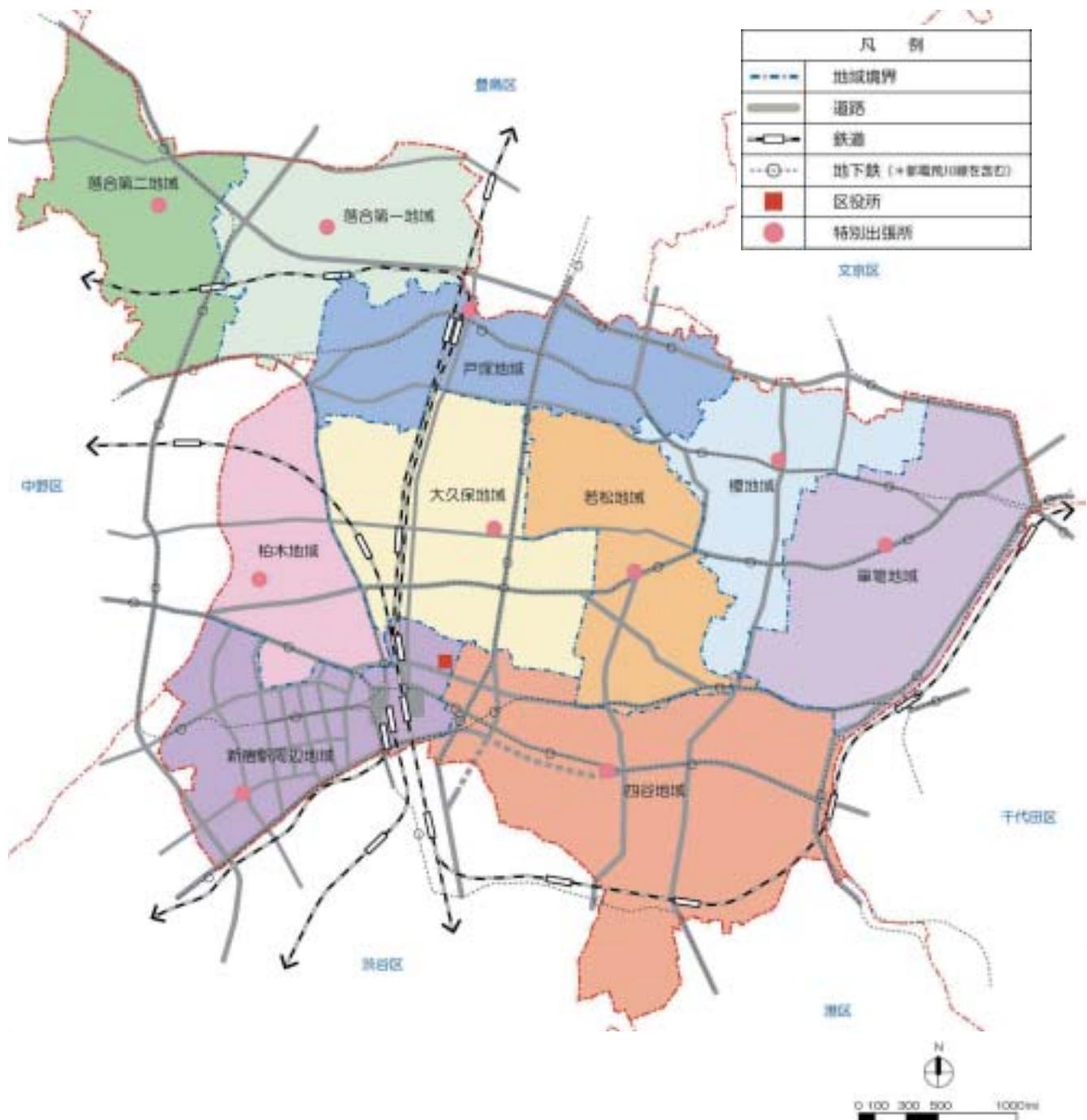
平成6年6月5日

新宿区

第10章 地域別まちづくり方針

【地域の区分】

地域別まちづくり方針は、住民が身近に感じることができる日常の生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本とし、区全体を10の地域に区分しています。



10-1 四谷地域まちづくり方針

1 地域の将来像

歴史と文化の香りあふれ、多くの人が集う夢のまち

【まちづくりの目標】

●歴史と文化

江戸時代からの文化を継承する歴史ある地域であり、寺社等の歴史的資源を活かしながら、その歴史・文化と融合した賑わいあるまちをめざします。

●香り

新宿御苑や明治神宮外苑などの大規模なみどりの拠点が連続し、季節感を運ぶ風の香りに加え、四谷の歴史や文化を肌で感じ取れるまちをめざします。

●人が集う

住む人、働く人、観光客に加え、多くのアーティストや文化人を迎えることができる個性的でハイセンスなまちをめざします。

●夢

地域住民が誇りと夢を持ち、責任を持って未来へと引き継いでいくまちをめざします。



2 まちづくりの方針

(1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①四ツ谷駅周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、業務商業と都心居住が調和し、歴史的な文化・景観を保全しつつ賑わい交流機能を備えた、新しい魅力を持つまちにしていきます。
- ②新宿通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や景観を創出して「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。
- ③新宿御苑や明治神宮外苑のみどり、外濠の水とみどりを新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じができる連続した水とみどりの骨格を形成していきます。併せて、新宿通りと明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、りっぱな街路樹の設置や沿道建築物の緑化を進め、快適な環境を形成していきます。

(2) 地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

- ①四谷地域の拠点の整備を進めます。
- ②住機能と業務商業機能の調和を図ります。
- ③住宅地の修復型のまちづくりを進めます。

2) 道路・交通

- ①幹線道路における歩行者空間の整備を進めます。
- ②公共交通等によるまちの利便性の向上を図ります。
- ③駐車場の整備を促進します。
- ④子どもが安心して遊べる道路空間の活用について検討します。

3) 安全・安心まちづくり

- ①まちの防災性の向上を図ります。
- ②大規模施設跡地の有効活用を図ります。

4) みどり・公園

- ①水とみどりのネットワークの形成を図ります。
- ②利用者の声を反映した公園の再整備を進めます。

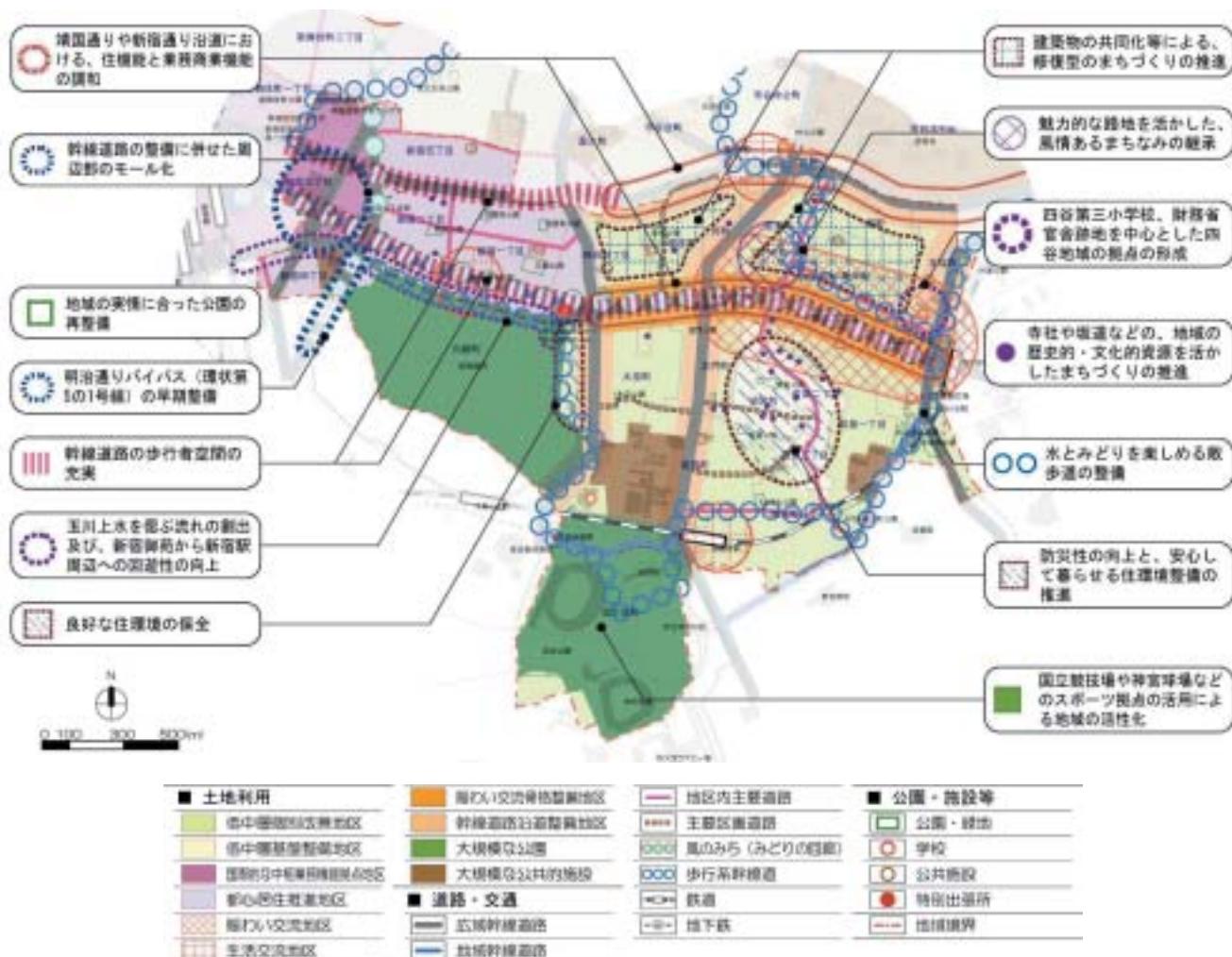
5) 都市アメニティ

- ①歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを推進します。
- ②風情あるまちなみ景観の保全を図ります。
- ③新宿駅からの歩行者の回遊性の向上を図ります。
- ④予育て・介護支援施設の整備・充実を進めます。
- ⑤スポーツ拠点を活かしたまちの活性化を図ります。

6) コミュニティ

- ①地域住民のまちづくりを支えるしくみづくりを検討します。

3 四谷地域まちづくり方針図



10-2 篠町地域まちづくり方針

1 地域の将来像

坂と水 歴史を織る 粹なまち 篠町

【まちづくりの目標】

- 地域の特徴である外濠や神田川の水辺や坂道等の自然の地形を活かし、人々が生き生きと生活、生産していけるまちをめざします。
- 大名屋敷が点在していた時代から受け継がれ、歴史の変遷の中で積み重ねられた魅力を織り込みながら、江戸文化の「粹」を感じさせるまちづくりをめざします。



2 まちづくりの方針

(1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①神楽坂周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、江戸の文化を継承した路地など昔ながらの情緒と業務商業機能や都心居住機能が調和する、歴史的な文化・景観を保全しつつ賑わい交流機能を備えた、新しい魅力を持ったまちに誘導していきます。
- ②外濠と神田川の水とみどりを、新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる、連続したみどりの骨格を形成していきます。

(2) 地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

- ①住機能と工業機能の調和した土地利用を進めます。
- ②きめ細かな土地利用計画を策定します。
- ③地域に貢献する周辺と調和した建築物を誘導します。
- ④良好な住宅地の保全、形成を図ります。
- ⑤神楽坂周辺地区の風情を活かしたまちづくりを進めます。
- ⑥子育てしやすい住環境の整備を進めます。

2) 道路・交通

- ①地域内の交通の円滑化を図ります。
- ②快適な歩行者空間の確保、整備を進めます。
- ③駅周辺における駐輪場の整備を進めます。
- ④地域のニーズを踏まえた都市計画道路の整備を進めます。
- ⑤未整備の都市計画道路内にある敷地の暫定的な利用の検討を進めます。
- ⑥商工観光振興等の観点から、地域の回遊性及び利便性の向上を図ります。
- ⑦買い物をしやすい魅力的な商業地としての施設整備を行います。

3) 安全・安心まちづくり

- ①木造住宅密集地域、地域危険度の高い地域等の防災機能の強化を進めます。

4) みどり・公園

- ①水とみどりを楽しめる施設の整備を進めます。
- ②地域住民等との協働により緑化を推進します。

③利用者のニーズを踏まえた公園等のみどりの整備を推進します。

④公園及び緑地の整備を推進します。

5) 都市アメニティ

①景観計画等を活用した景観まちづくりを進めます。

②神田川の水辺景観の創出を図ります。

③歴史的資源を楽しめる景観まちづくりを推進します。

④回遊性の高いまちづくりを進めます。

⑤人にやさしい生活空間の創出を図ります。

⑥地域住民が住み続けられる住宅の供給を誘導していきます。

6) コミュニティ

①区民によるまちづくり活動を支援する体制を充実していきます。

3 篠町地域まちづくり方針図



10-3 檻地域まちづくり方針

1 地域の将来像

今も昔も文化と活力のあるまち 早稲田

【まちづくりの目標】

●安全・安心のまちづくり

都市再開発、道路整備計画等を地域住民と行政が共に考え、地域住民の安全な生活環境を確保するとともに、高齢者、子どもなどに配慮した歩行者優先の安全・安心のまちをめざします。

●活力ある地域づくり

地域に長く住む住民と地域に住みはじめる住民とが協力し、新しい時代のコミュニケーションを創造することのできる、活力あるまちをめざします。

●循環型社会に配慮した快い暮らしができるまちづくり

地域住民が思いやりの心を大切にし、ルールやマナーを守り、環境に配慮したみどりと潤いのある循環型の快い暮らしができるまちをめざします。

●歴史と文化を活かしたまちづくり

地域に数多く残る歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりをめざします。



2 まちづくりの方針

(1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①早稲田駅周辺及び牛込柳町駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。
- ②神田川の水とみどりを「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格を形成していきます。

(2) 地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

- ①幹線道路の整備・拡幅時における総合的なまちづくりを推進します。
- ②地場産業や商店街を活かし、住機能と共に存するまちづくりを進めます。
- ③住宅地における良好な住環境を整備します。

2) 道路・交通

- ①都市計画道路の整備を促進します。
- ②駐車場の整備を進めます。
- ③円滑な地域内交通機能の向上を図ります。
- ④公共交通機関の充実を図ります。
- ⑤安心して歩ける道路の整備を進めます。

3) 安全・安心まちづくり

- ①集中豪雨等の水害対策の取組を強化します。
- ②木造住宅密集地域、地域危険度の高い地域等の防災機能の強化を進めます。
- ③燃え広がらないまちづくりを推進します。

4) みどり・公園

- ①まちの緑化を推進します。
- ②公園の再整備等によるみどりの充実を図ります。

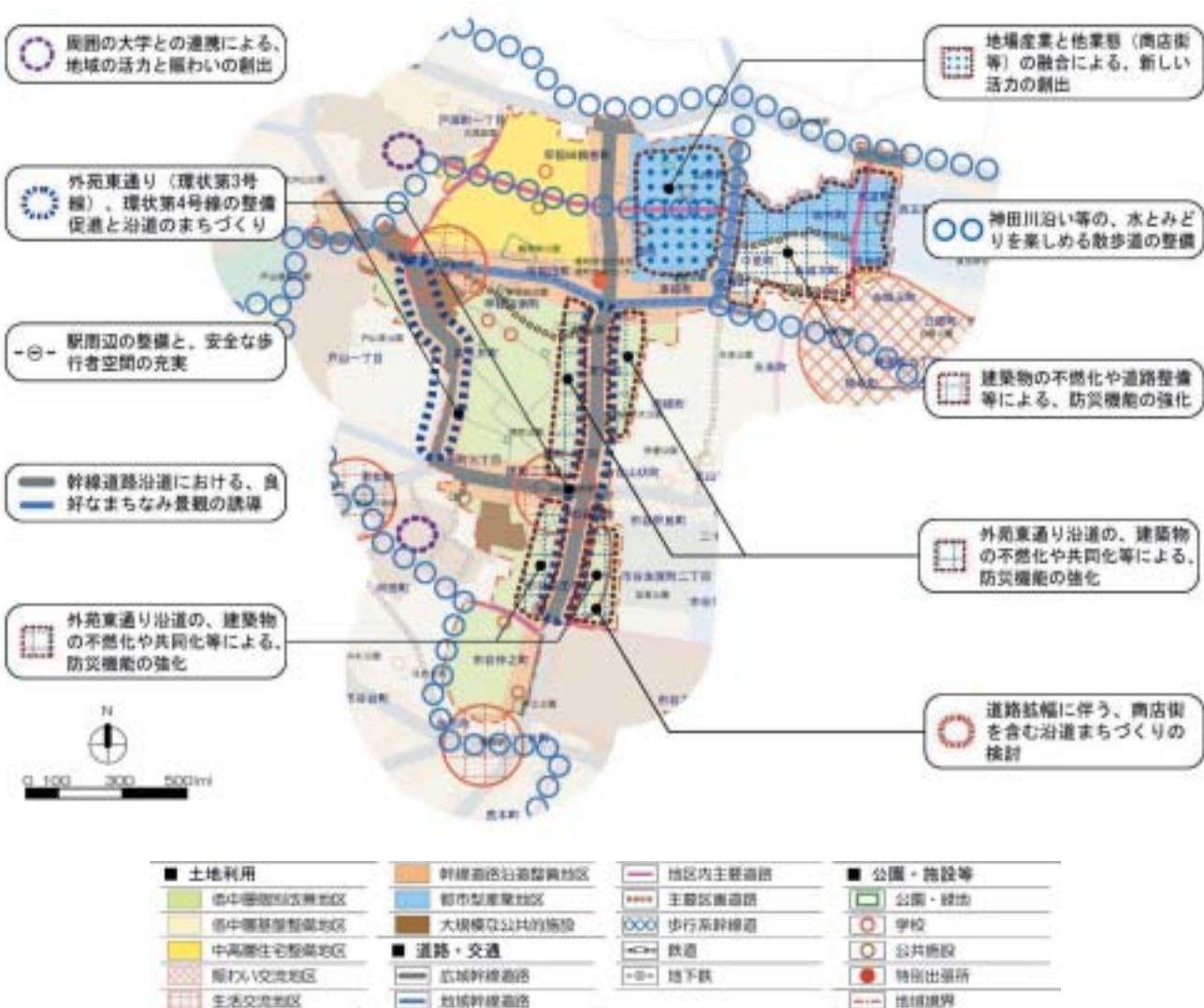
5) 都市アメニティ

- ①歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを進めます。
- ②快適な暮らしづくりを進めます。
- ③幹線道路沿いの景観整備を進めます。

6) コミュニティ

- ①多様な主体と連携したまちづくりを進めます。

3 檻地域まちづくり方針図



10-4 若松地域まちづくり方針

1 地域の将来像

誰にもやさしい元気のあるまち

【まちづくりの目標】

●人々が集まり交流するまちづくり

地域センター、福祉・医療施設や公園・スポーツ施設など多様な拠点施設に恵まれた地域の特性を活かし、商店の活性化や誰もが利用しやすい施設の整備など、人々が活発に集まり交流するまちの形成をめざします。

●活力ある誰もが行き来しやすいみちづくり

住・商・業務の複合したまちとしての利便性の向上、生活重視の観点から商店街の活性化、幹線道路や生活道路の歩行者空間の充実をめざします。

●安全で暮らしやすいまちづくり

高層建築物と周辺のまちなみとの調和、住宅地の防災性能の向上など安全で暮らしやすい住環境の再生をめざします。



2 まちづくりの方針

(1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

①若松河田駅、若松地域センター周辺を「生活交流の心」と位置づけ、環状第4号線の整備に併せて日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。また、オープンスペースを整備するなど人の憩いの場や交流する場の充実を図り、活気あふれるまちに整備していきます。

②戸山周辺を「生活交流の心」と位置づけ、地下鉄副都心線の西早稲田駅開設に併せ、戸山周辺の生活拠点として、周辺の教育機関と連携し、活力あるみどり豊かで歩きたくなるまちづくりを進めていきます。

③明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。

④明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、街路樹の配置や沿道の建築物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。また、戸山公園を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2) 地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

- ①大規模施設跡地の有効活用を図ります。
- ②周辺の住環境と調和したまちなみの形成を図ります。
- ③環状第4号線の整備に伴う沿道のまちづくりを進めます。

2) 道路・交通

- ①住環境に配慮した幹線道路の整備を進めます。

- ②自転車対策の取組を強化します。
- ③誰にもやさしい歩道の整備を進めます。
- ④歩行系幹線道の整備を促進します。
- ⑤大規模建築物に対する歩行者空間等の提供を要請していきます。
- ⑥地域の利便性の向上を図ります。

3) 安全・安心まちづくり

- ①住宅地の防災性の向上を図ります。
- ②細街路等の改善により、まちの防災機能の向上を図ります。
- ③地域住民主体の防災まちづくりを進めます。
- ④避難所の災害時の設備の充実を図ります。
- ⑤避難経路の確保と燃え広がらないまちづくりを進めます。

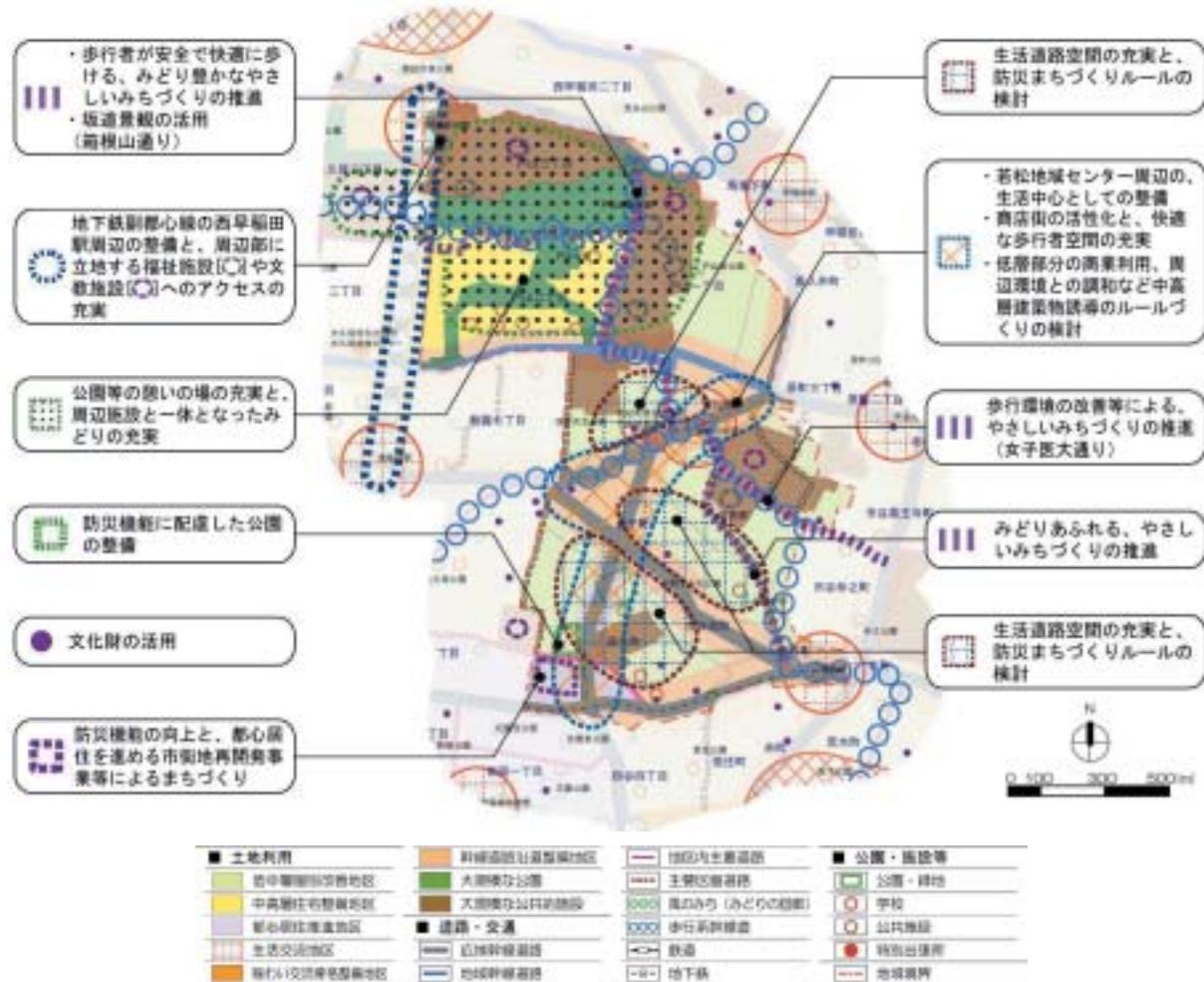
4) みどり・公園

- ①大規模公園のみどりの充実を図ります。
- ②利用者の声を反映した公園の整備・管理を進めます。
- ③人々が集まり交流できる憩いの広場づくりに取り組みます。

5) 都市アメニティ

- ①誰もが安全に利用しやすい施設の整備を推進します。
- ②歴史的・文化的資源を活用したまちづくりを進めます。
- ③坂道や生活道路の沿道等の良好な景観づくりを検討していきます。

3 若松地域まちづくり方針図



10-5 大久保地域まちづくり方針

1 地域の将来像

つつじのさと 大久保 － 人にやさしい多文化共生のまち －

【まちづくりの目標】

- 江戸時代後期から昭和初期にかけて、つつじの名所として広く知られて
いながら、宅地化や戦災などにより姿を消した「大久保つつじ」を「もう一度、大久保の地に」
という地域の思いをまちづくりに活かし、「つつじのさと」としての魅力づくりを進めていき
ます。
- 子どもからお年寄りまで、すべての地域住民が安全で、安心して暮らせるまちづくりを、地域
ぐるみで進めていきます。
- 外国人を含むすべての地域住民が人へのやさしさや思いやりを持ち、相互理解に努める中で人
にやさしい多文化共生のあるべき姿を求め、まちづくりを進めていきます。



2 まちづくりの方針

(1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。
- ②大久保駅及び新大久保駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、住機能と近接する地域の生活中心として、歩道やオーブンスペースなどの整備を進め、個性的で魅力ある買物・歩行者空間の創出を図っていきます。また、駅前には人が集まることができる空間を確保するなど、大久保通り沿道は、商業空間にふさわしい環境整備を進めていきます。
- ③地下鉄副都心線の東新宿駅、西早稲田駅を「生活交流の心」と位置づけ、駅周辺の整備を行うとともに、生活者にとって利便性の高い魅力ある地域の新たな拠点となるよう誘導していきます。
- ④明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、街路樹の配置や沿道の建築物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。また、戸山公園を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2) 地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

- ①大規模施設跡地等の有効活用を図ります。

2) 道路・交通

- ①都市交通の円滑化のため、都市計画道路の整備を促進します。
- ②安全で魅力ある歩行者空間の整備を促進します。
- ③地域内の利便性及び災害時の安全性の向上を図ります。
- ④駅周辺整備と併せて、駐輪場の整備を促進します。

3) 安全・安心まちづくり

①避難場所の安全性の向上を図ります。

②防災まちづくりを推進します。

4) みどり・公園

①つづじを活かしたみどりのまちづくりを推進します。

②大規模公園を核としたみどりの充実を図ります。

③利用者の意見を反映した公園づくりを進めます。

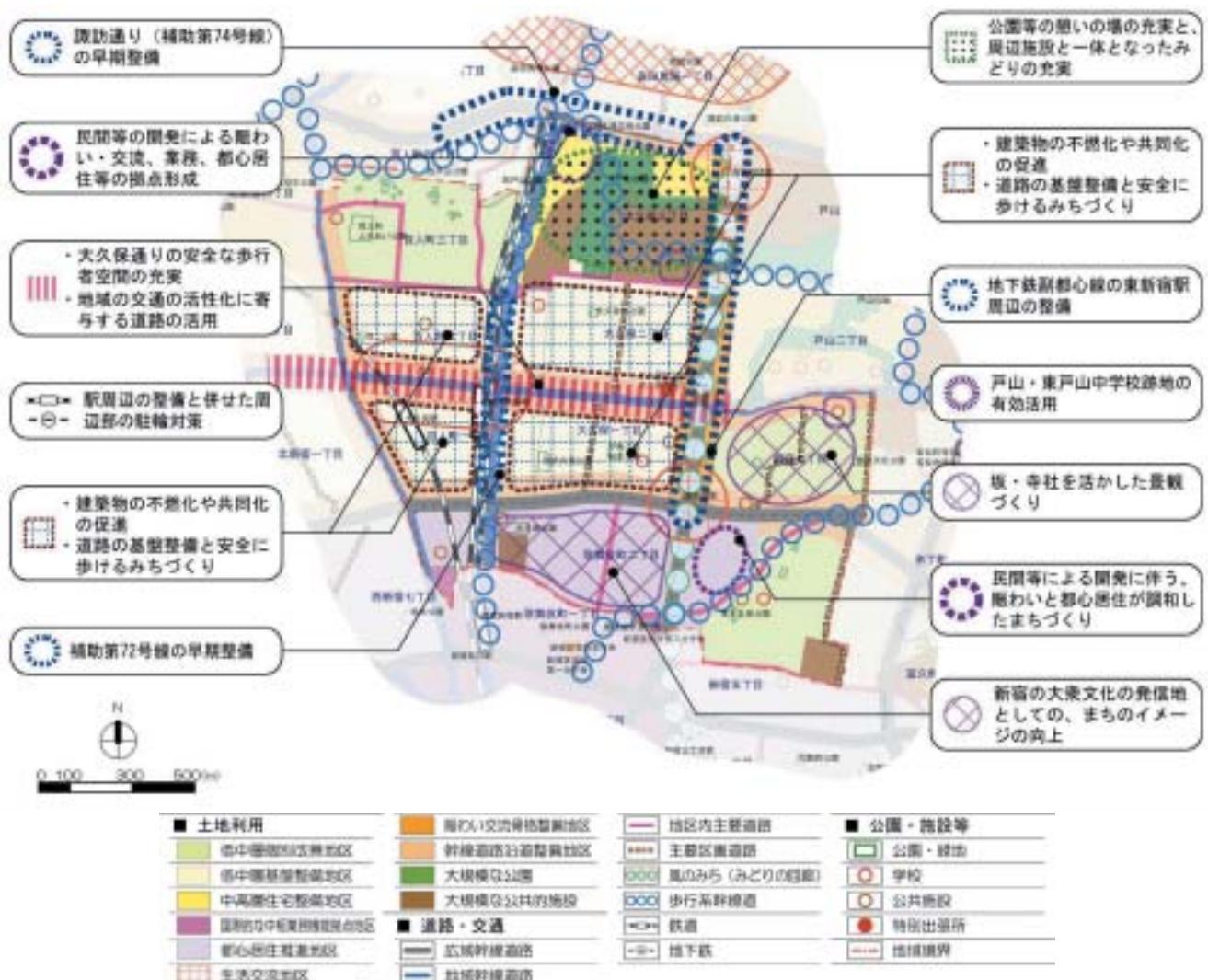
5) 都市アメニティ

①文化活動の拠点を育成します。

②まちの歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを推進します。

③大衆文化の発信地として、まちのイメージの向上を図ります。

3 大久保地域まちづくり方針図



10-6 戸塚地域まちづくり方針

1 地域の将来像

心豊かに集う、 文化と福祉と若者のまち

【まちづくりの目標】

- 高田馬場駅を誰もが利用しやすい駅にし、駅周辺と早稲田通りの沿道を、誰もが楽しめる魅力的で安全な商業空間に整備することをめざします。
- 学生のまちである特色を活かし、大学等と連携し、若者の集まる活気あるまちをめざします。
- 歴史と文化のまちの特色を活かし、歴史的・文化的資源の掘り起こしや環境づくりを進め、みどりの多い品格のあるまちをめざします。
- 福祉のまちの特色を活かし、障害者、高齢者、子どもなど誰もが住み良い、潤いのある安全・安心のまちをめざします。



2 まちづくりの方針

(1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①高田馬場駅周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、業務商業と都心居住が調和したまち、また、バリアフリー化などにより快適な歩行者空間や景観を備えた、賑わいのある魅力を持ったまちに誘導していきます。
- ②地下鉄副都心線の西早稲田駅を「生活交流の心」と位置づけ、駅周辺の整備を行うとともに、生活者にとって利便性の高い魅力ある、地域の新たな拠点となるよう誘導していきます。
- ③明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、歩いて魅力を感じる業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。併せて、明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、街路樹の設置や沿道建築物の緑化を促進し、快適な環境形成を進めていきます。
- ④神田川を新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格を形成していきます。
- ⑤新宿のみどりの骨格として早稲田大学周辺を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を促進していきます。

(2) 地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

- ①早稲田通り沿道を戸塚地域における、重要な賑わいの路線として整備を促進します。
- ②住宅地と商業地の調和したまちづくりを進めます。
- ③公共施設の跡地の有効活用を図ります。

2) 道路・交通

- ①高田馬場駅及び駅周辺における福祉のまちづくりと賑わいの基盤整備を推進します。
- ②高田馬場駅周辺の歩行者空間の整備を推進していきます。
- ③楽しく安全に歩ける歩行空間の充実を図ります。
- ④都電を活かしたまちづくりを検討していきます。

3) 安全・安心まちづくり

- ①防災拠点の防災機能の強化、避難所・避難路の整備を進めます。
- ②市街地における防災まちづくりを推進します。
- ③身近な防災空間、避難ルートの確保を図ります。

4) みどり・公園

- ①水とみどりを親しめる歩行者空間の整備を進めます。
- ②公園の整備及び改修を進めます。
- ③まちの緑化を推進します。

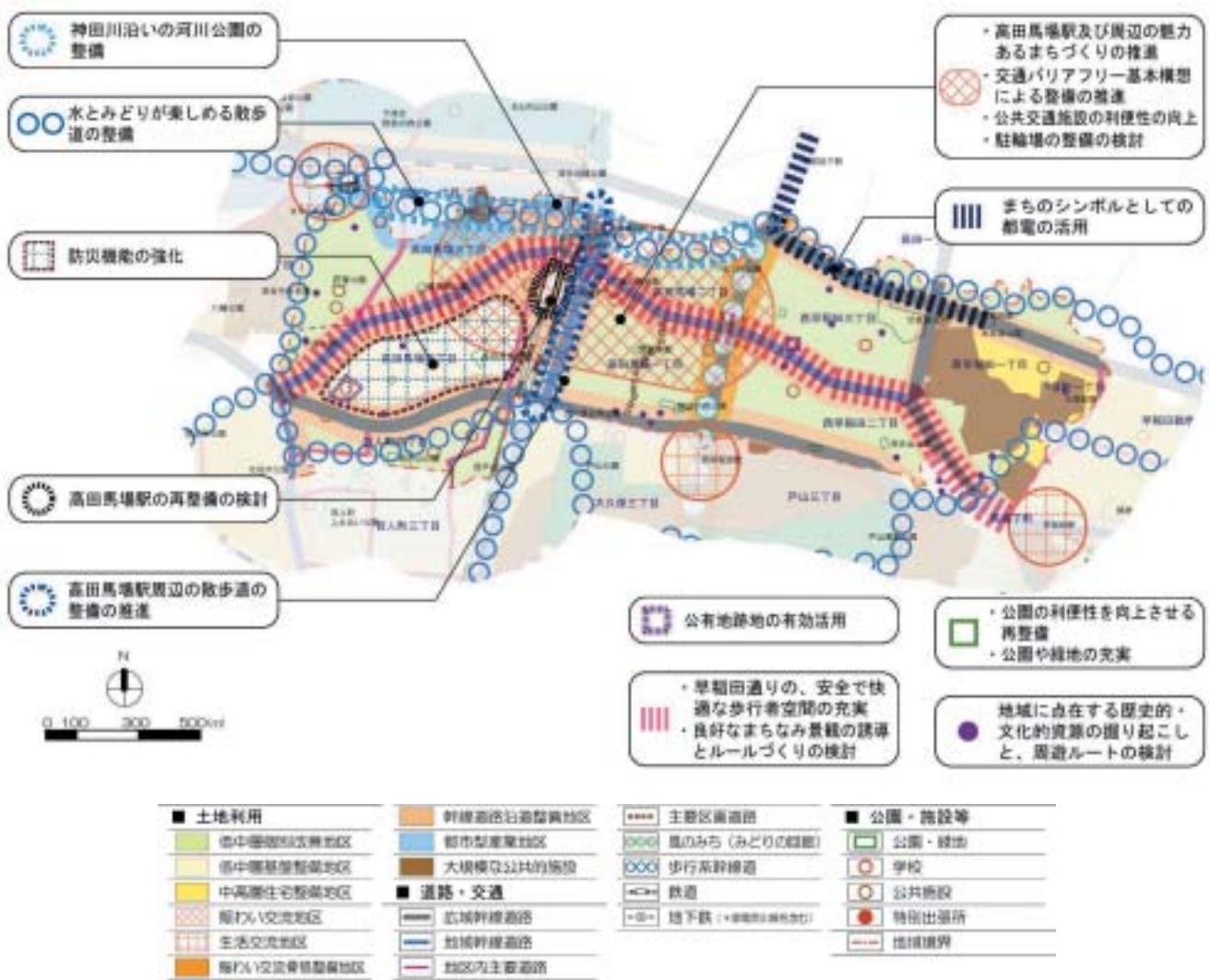
5) 都市アメニティ

- ①高田馬場駅及び駅周辺の良好な景観形成を進めます。
- ②早稲田通りの良好な景観づくりを進めます。
- ③歴史と文化の散歩道の設定と景観整備を推進します。

6) コミュニティ

- ①地域コミュニティの拠点整備を進めます。
- ②大学等との連携によりまちの活性化を図ります。

3 戸塚地域まちづくり方針図



10-7 落合第一地域まちづくり方針

1 地域の将来像

ともにつくる みどり豊かで安心なまち

【まちづくりの目標】

●ともにつくる

落合ルールづくり、ゴミ対策、適正な自転車利用など、地域としての助け合いや様々なコミュニティ活動、まちづくり活動を進めます。

●みどり豊か

みどりの保全や公園づくりなど、みどり重視のまちづくりを進めます。

●安心

防災・防犯対策の充実や歩行者優先のみちづくりなど、安心して暮らせるまちづくりを進めます。



2 まちづくりの方針

(1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①神田川及び妙正寺川を新宿の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格を形成していきます。
- ②落合地域の斜面緑地を新宿のみどりの骨格として「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2) 地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

- ①マンション等の中高層建築物と周辺住宅地とが調和したまちなみの形成を誘導していきます。
- ②良好な低層住宅地の住環境を保全していきます。
- ③幹線道路沿道の商業環境の整備、育成を図ります。
- ④公共施設跡地の有効活用を進めます。

2) 道路・交通

- ①歩行者優先の安全な道路整備を進めます。
- ②環境に配慮した幹線道路の整備を促進します。
- ③鉄道等による地域分断や交通不便の解消を図ります。
- ④坂の多い地域の特性に配慮した公共交通の充実を図ります。
- ⑤駐輪場の整備を推進します。

3) 安全・安心まちづくり

- ①防災まちづくりを推進します。
- ②水害対策を推進します。
- ③道路沿道の埠等の安全対策を進めます。

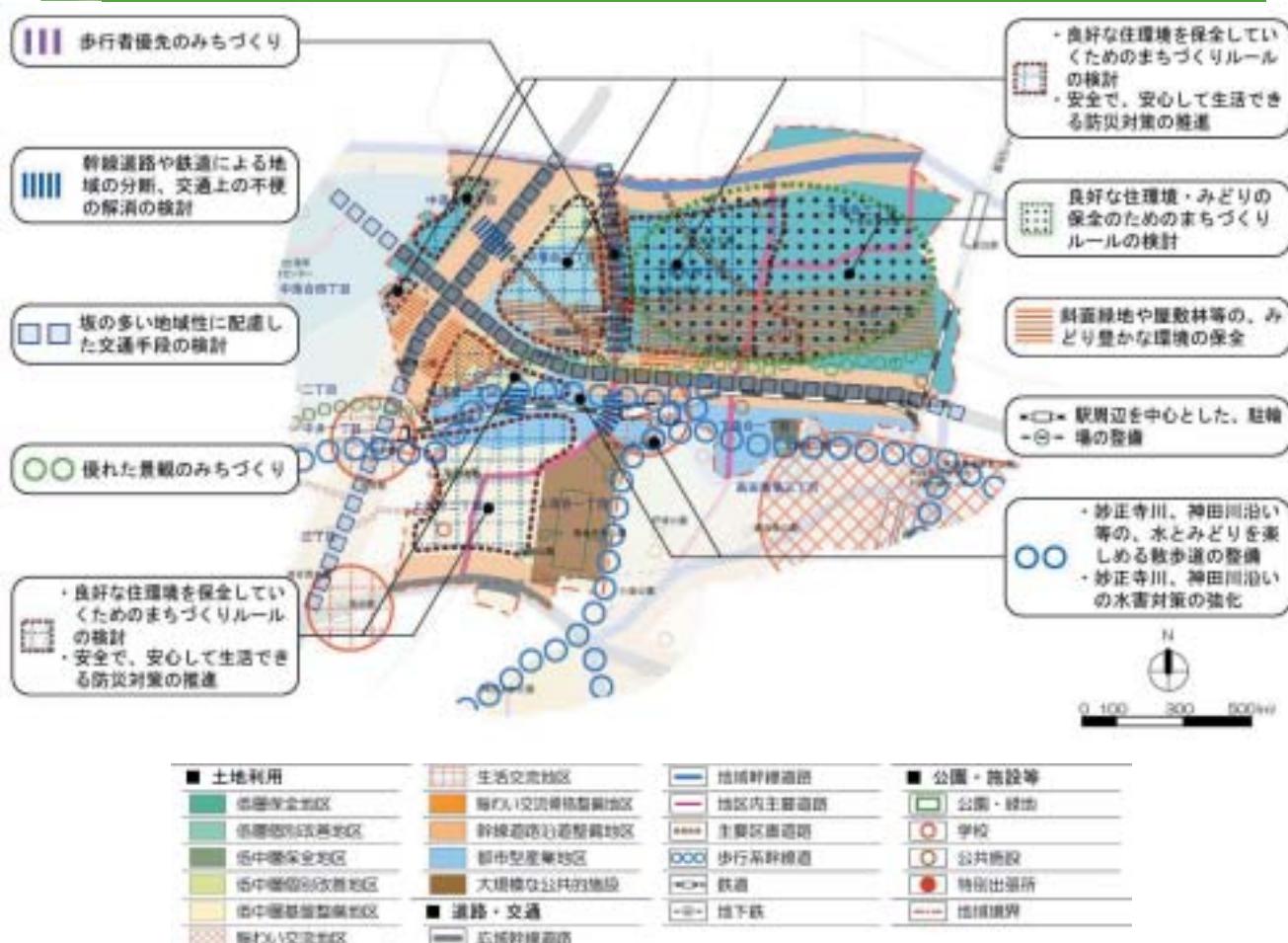
4) みどり・公園

- ①樹木の維持管理への支援を充実します。
 - ②水とみどりの散歩道の整備を進めます。
 - ③道路のみどりの充実を図ります。
 - ④公園等を拠点としたみどりの充実を図ります。
 - ⑤まちのみどりの充実を図ります。

5) 都市アメニティ

- ①景観に配慮したまちづくりを進めます。
 - ②大規模敷地の緑地の保全制度の検討を進めます。
 - ③歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを進めます。

3 落合第一地域まちづくり方針図



10-8 落合第二地域まちづくり方針

1 地域の将来像

住みつけられる みどり豊かなまち 落合

【まちづくりの目標】

- 良好な低層住宅地が広がる地域であり、大正、昭和初期からの歴史、文化を踏まえ、貴重な住環境を保全していきます。
- 高齢者や子どもにやさしく、安全・安心であり、落ち着き、くつろぎがある住み続けたくなる、みどり豊かなまちをめざします。
- 地域の課題の解決のため、地域住民が主体的に行政と連携し、まちづくりを進めます。



2 まちづくりの方針

(1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ① 中井駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、また、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。
- ② 妙正寺川を新宿の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格を形成していきます。
- ③ 落合地域の斜面緑地を新宿のみどりの骨格として「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めています。

(2) 地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

- ① 良好な低層住宅地の保全を図ります。
- ② 生活の利便性を向上する商業施設を充実します。
- ③ 住宅と工場が混在する地区のあり方を検討します。
- ④ 住環境保全のためのルールづくりを進めます。

2) 道路・交通

- ① 住環境に配慮した幹線道路の整備を進めます。
- ② 居住者の安全を重視した生活道路の整備を進めます。
- ③ 駅前広場や駅周辺の駐輪場等の鉄道関連施設を充実します。

3) 安全・安心まちづくり

- ① 火災・地震に強いまちづくりを進めます。
- ② 水害対策を推進します。
- ③ 犯罪がおきにくいまちづくり活動を進めます。

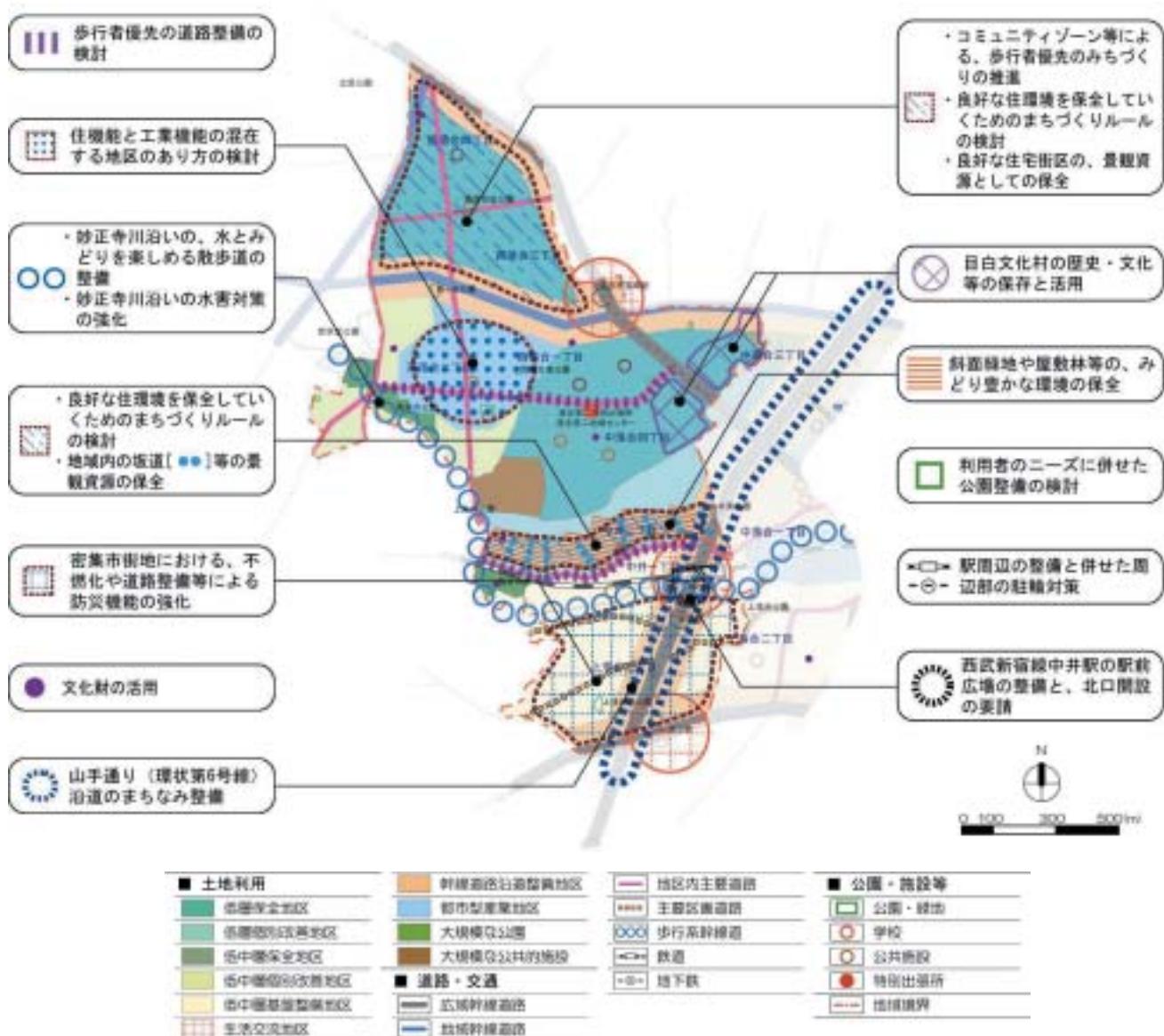
4) みどり・公園

- ① 利用者の意見を踏まえた公園の整備を推進します。
- ② 水とみどりの散歩道の整備を進めます。
- ③ まちのみどりの充実を図ります。

5) 都市アメニティ

- ①まちなみや坂道などの景観資源を保全します。
- ②人にやさしいまちづくりを推進します。
- ③文化財の案内標識などにより落合の歴史や文化の魅力を発信します。

3 落合第二地域まちづくり方針図



10-9 柏木地域まちづくり方針

1 地域の将来像

— 輝く国際都市の眺め、歴史と新たな文化が息づく、やすらぎの暮らし — 住みたくなるまち 柏木



【まちづくりの目標】

- 旧町名の「柏木」という名称に、地域住民は深い思い入れを持っています。柏木には、歴史的資源、多くの文化人の生きた足跡、そこに住まう人々の人情も含め、長い歴史の積み重ねにより形成された「柏木文化」が、今も息づいています。こうした「柏木」の歴史や文化を次世代に伝えるとともに、様々な人々が出会い、集うことで生まれる新しい文化と融合した、人情あふれる豊かなコミュニティの形成をめざします。
- 国際都市を象徴する摩天楼に「輝く」夜景を「眺める」場所にあって、みどり豊かで、多くの人々が集う、魅力的で快適なまちをめざします。
- まちに必要な整備を進め、災害に強く、防犯性の高い、安全・安心なまちをめざします。

2 まちづくりの方針

(1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①柏木地域の南部は「創造交流の心」として業務商業の発展に必要な都市基盤の整備を進めます。また、みどりや歩行者空間の充実を図り、歩いて楽しい環境の整備を進め、賑わいと活力のある21世紀を先導するまちづくりを進めていきます。
- ②神田川は新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格を形成していきます。

(2) 地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

- ①良好な住環境を整備し、防災機能の改善を図ります。
- ②商店街の活性化を図ります。

2) 道路・交通

- ①生活道路の整備を推進します。
- ②都市交通の円滑化を図り住宅地における通過交通の抑制を図ります。
- ③自動車及び自転車対策を進めます。
- ④安全に歩ける道路の整備を進めます。

3) 安全・安心まちづくり

- ①まちの防災性の向上を図ります。

4) みどり・公園

- ①神田川沿いのみどりの充実、良好な景観の形成を図ります。
- ②多様な手法によりみどりの保全、充実を進めます。
- ③安全に利用できる公園づくりを推進します。
- ④樹林の保全と身近な緑化を推進します。
- ⑤身近な公園の地域住民による適切な維持管理を推進します。

5) 都市アメニティ

- ①地域に調和する建築物を誘導します。
- ②良好なまちなみ景観を形成します。
- ③歴史的・文化的資源をまちづくりに活用します。

3 柏木地域まちづくり方針図



10-10 新宿駅周辺地域まちづくり方針

1 地域の将来像

人を魅せる活力と文化の 薫りあふれる 環（わ）のまち



【まちづくりの目標】

●人を魅せるまち

世界中から集まる人を温かく迎え入れ、このまちに「来て良かった」と感じてもらえるような魅力あるまちをめざします。

●活力と文化の薫りあふれるまち

まちに残る近代文化都市としての歴史的・文化的資源、文化施設、新宿文化の歴史を語る商業地や施設など、人の活動や営みに基づく、文化の薫りあふれるまちをめざします。

●「わ」のまち

生活・文化・商業・遊びの空間を「輪（わ）」状につなげ、人波がしなやかに流れるようになるとともに、人と人がふれあい「和（わ）」みあるまち、環境に配慮した「環（わ）」境にやさしいまちをめざします。

2 まちづくりの方針

(1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①新宿駅周辺を「創造交流の心」と位置づけ、駅周辺の業務商業機能が東西方向にさらに広がるよう都市基盤の整備を推進していきます。また、みどりや歩行者空間の充実を図り、歩いて楽しい環境の整備を進め、賑わいと活力のある21世紀を先導するまちづくりを進めています。
- ②新宿通りと中央通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。
- ③神田川や新宿中央公園を、新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格を形成していきます。併せて、新宿通りと中央通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、りっぱな街路樹の設置や沿道建築物の緑化を進め、快適な環境形成を促進していきます。また、新宿中央公園とその周辺を、みどりの骨格の1つである「七つの都市の森」と位置づけ、みどりの保全と充実を進めています。

(2) 地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

- ①国際的な創造交流拠点としての風格のあるまちづくりを推進します。
- ②新宿駅周辺地区を複合的市街地として整備を推進します。
- ③住宅密集地における住環境の向上を図ります。

2) 道路・交通

- ①新宿駅周辺への交通流入を抑制します。
 - ②新宿駅周辺における歩行者の回遊性の向上を図ります。
 - ③環境に配慮した幹線道路の整備を促進します。
 - ④自転車対策を推進します。
 - ⑤荷さばき車両の駐車場や荷さばき場の整備を進めます。
 - ⑥駐車場の地域ルールの検討を進めます。

3) 安全・安心まちづくり

- ①まちの不燃化を推進します。
 - ②災害時の避難誘導体制を充実します。

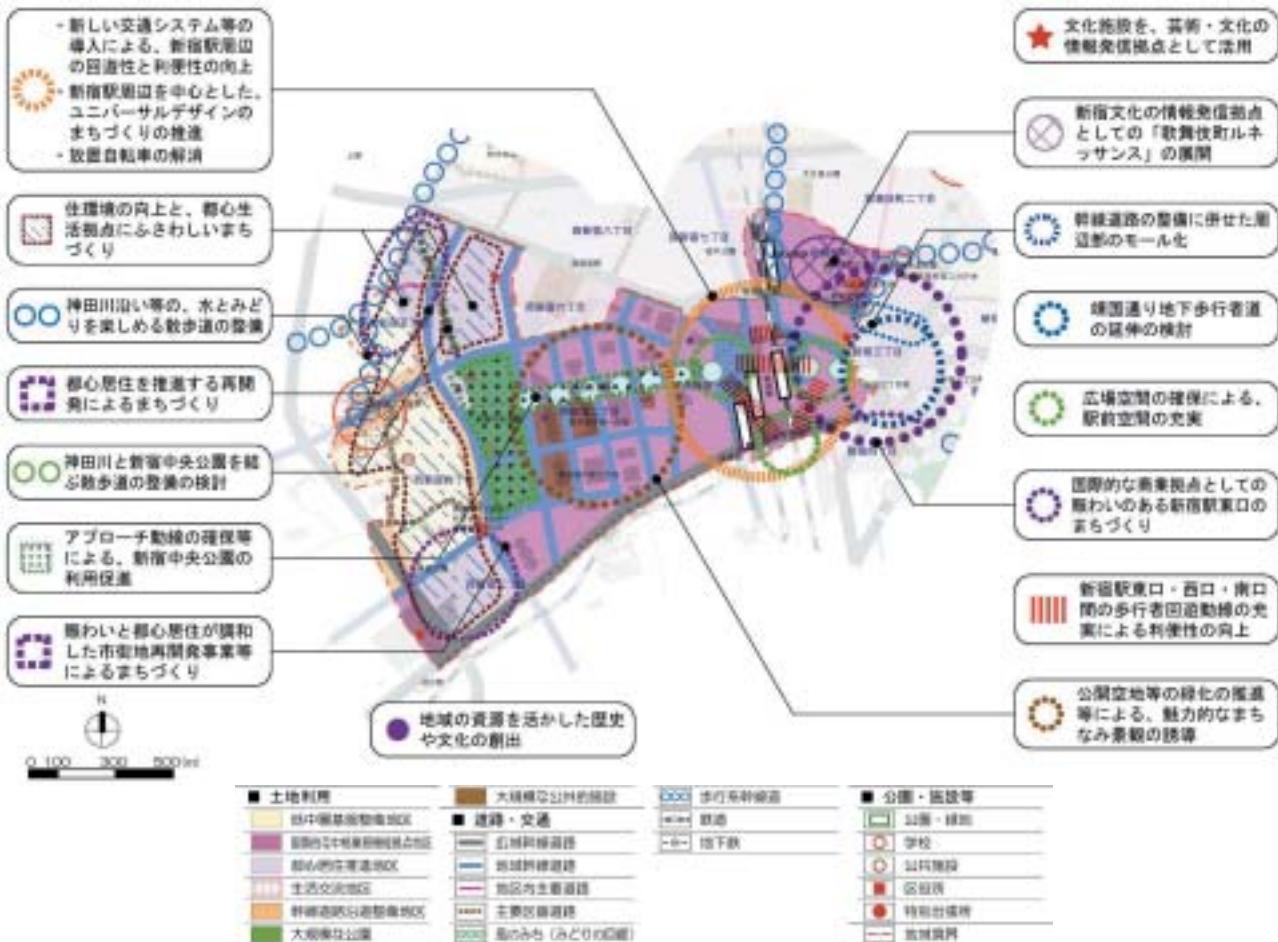
4) みどり・公園

- ①新宿中央公園の充実および利用を促進します。
 - ②まちのみどりを充実します。
 - ③水とみどりの散歩道の整備を進めます。

5) 都市アメニティ

- ①国際都市にふさわしい駅前の顔づくりを進めます。
 - ②超高層ビル街における魅力的な景観の形成を図ります。
 - ③地域の文化や歴史を伝える環境整備を推進します。
 - ④環境負荷軽減への取組を進めます。
 - ⑤ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

3 新宿駅周辺地域まちづくり方針図



※「区政運営編」は、基本構想の「区政運営の基本姿勢」を受け、「まちづくり編」を推進し、下支えする区政運営の方向性を示します。

第11章

区政運営の基本方針と計画の内容

区政運営の基本方針

「めざすまちの姿」や、「まちづくりの基本目標」を実現していくにあたり、「区民の、区民による、区民のための区政」をめざし、区民起点の区政運営を行います。

区民を起点とした区政運営とは、自分の仕事や行動が、「区民が本当に求めているのか、区民のためになるのか」という原点に絶えず立ち戻り、検証することです。区政の原点を、一人ひとりの職員が常に念頭において職務を遂行する、区民起点の区政運営を行っていきます。

区民起点の区政運営を進めるにあたっては、次の二つの基本的な視点をもって、取り組みます。

基本目標Ⅰ 好感度一番の区役所の実現

区民に成果が見える区政運営をめざし、区政の透明性の向上と区民参画の推進を一層図るとともに、職員の力を最大限活かし、効果的・効率的な施策の推進に努めることで、好感度一番の区役所を実現します。

基本目標Ⅱ 公共サービスのあり方の見直し

公共サービスを担う主体は区民、行政、地域団体、N P O、事業者など多様です。このような多様な主体が適切な役割分担のもと、それぞれが持っている力を十分に発揮し、区民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供していくために、公共サービスのあり方を見直していきます。

基本目標 I 好感度一番の区役所の実現

個別目標 I-1 窓口サービスの利便性の向上

●めざす区政運営

区政の主役は区民です。区は、基礎自治体として、区民生活を支えるため、区と区民の接点の拡充を図る必要があります。そのためには、区の施設の窓口だけでなく、区民生活の身近なところにおいても情報技術（IT）を活用した窓口サービスの整備を図ることで、窓口サービスの一層の向上をめざします。

●基本施策

- I-1-① 窓口サービスの充実
- I-1-② IT利活用による利便性の向上

個別目標 I-2 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行

●めざす区政運営

区は、施策の企画立案・実施・評価・改善の各段階への区民参画を、制度として確立します。
このことにより、区民に成果の見える効果的・効率的な区政運営をめざします。

●基本施策

- I-2-① 区民意見を区政に反映するしくみの確立
- I-2-② 透明性の確保の充実
- I-2-③ IT利活用による効率性の向上

個別目標 I-3 分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し

●めざす区政運営

分権時代にふさわしい政策形成能力を持ち、区民とともにまちづくりを担っていく職員を育成することで、地域の特性を活かした区民本位の区政運営をめざします。

●基本施策

- I-3-① 職員の能力開発、意識改革の推進
- I-3-② 人事制度等の見直し

基本目標Ⅱ 公共サービスのあり方の見直し

個別目標Ⅱ-1 公共サービスの提供体制の見直し

●めざす区政運営

区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体が公共サービスの担い手として活動している中で、民間の柔軟性・多様性が十分活かされるよう、区との役割分担をさらに進めます。

区は、基礎自治体として、区民生活を支えるために、人員や予算等の限られた行政資源を、効果的・効率的に活用していきます。

●基本施策

Ⅱ-1-① 多様な主体による公共サービスの提供

Ⅱ-1-② 費用負担のあり方の見直し

個別目標Ⅱ-2 施設のあり方の見直し

●めざす区政運営

老朽化した施設や、役割を終えた施設については、建物の老朽度、維持管理費、修繕経費などを総合的に考慮し、施設の機能転換を図ります。そして、地域の施設需要に応えられる施設をめざすとともに、施設の効果的・効率的な活用、施設経費の抑制を図ります。

●基本施策

Ⅱ-2-① 施設の機能転換

Ⅱ-2-② 各地区の施設活用

Ⅱ-2-③ 資産（建物等）の長寿命化

Ⅱ-2-④ 有効活用